
令和7年 第1回（定例）うきは市議会会議録（第4日）

令和7年3月5日（水曜日）

議事日程（第4号）

令和7年3月5日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第19号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第2 議案第21号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第22号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第23号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第24号 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第25号 うきは市町並み保存地区保存条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第27号 うきは市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第28号 うきは市社会教育集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第33号 うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第34号 うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第35号 うきは市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第36号 うきは市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第37号 うきは市職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

て

- 日程第14 議案第38号 うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第39号 うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第40号 うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第41号 うきは市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第42号 うきは市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第43号 事業契約の締結について
- 日程第20 議案質疑
- 日程第21 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第19号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第2 議案第21号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第22号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第23号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第24号 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第25号 うきは市町並み保存地区保存条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第27号 うきは市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第28号 うきは市社会教育集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第33号 うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

の制定について

日程第10 議案第34号 うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第35号 うきは市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第36号 うきは市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第37号 うきは市職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第38号 うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第39号 うきは市行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第40号 うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第41号 うきは市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第42号 うきは市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議案第43号 事業契約の締結について

日程第20 議案質疑

日程第21 議案の委員会付託

出席議員（13名）

2 番	高木 亜希子君	3 番	高松 幸茂君
4 番	樋口 隆三君	5 番	組坂 公明君
6 番	佐藤 裕宣君	7 番	野鶴 修君
8 番	竹永 茂美君	9 番	岩淵 和明君
10 番	中野 義信君	11 番	佐藤 湛陽君
12 番	伊藤 善康君	13 番	熊懷 和明君
14 番	江藤 芳光君		

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

局 長 浦 聖子君 記録係長 宮崎 恵君
記録係 上村 貴志君

説明のため出席した者の職氏名

市長	樫藤 英樹君	副市長	重松 邦英君
教育長	樋口 則之君	市長公室長	吉松 浩君
総務課長	石井 太君	監査委員事務局長	柳原由美子君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	高瀬 将嗣君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長			山崎 穰君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	佐藤 重信君
建設課長	雨郡 智也君	都市計画準備課長	辻 宏和君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			木下 英樹君
学校教育課長	岡村 順子君	生涯学習課長	石井 孝幸君
自動車学校長	松竹 信彦君		

午前９時00分開議

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めておはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案に入ります前に、ここで竹永議員より発言の訂正をしたい旨の申出がっておりますので、これを許可します。８番、竹永議員。

○議員（８番 竹永 茂美君） おはようございます。

すみません、昨日の一般質問で、うきは市の財政状況についてお伺いしたところの中で、地方交付税制度解説の中が３万人規模という発言を行いました、１０万人規模の間違いでしたので

訂正させていただきたいと思います。

今後、いろいろな出典については確認をしていきたいと思います。よろしく訂正をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 発言をいただきました。それで確認をしておきますが、会議規則第 66 条発言の取消し又は訂正、この条につきましては、発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、または議長の許可を得て発言を訂正することができるということでございますので、訂正については議長の権限になるということを改めて確認させていただきたいと思います。

そういうことで、間違いは間違いとして訂正を許可したいとは思いますが、ただ、昨日の一般質問を聞いていまして、竹永議員、しっかり聞いてください。なぜ安全・安心まちづくりについて、地方交付税の中の、これを財源の推移を確認するという通告でもありましたけど、また完全に外れた議会費を持ち出してくるというのがどう考えてもつながりません。しっかりその辺の論拠を明確にさせていただいて、ここはもう公の重要な場所でありますので、くれぐれもお願いしておきたいと思います。

それから権藤市長からも初めて基本条例に基づく反問権を行使されました。その内容にもつながっております。当然、地方交付税のことのあらましを見ても、標準人口規模というのは基準財政需要額の 10 万人というのは皆さんも御存じだと思いますので、特に一般質問とか公の発言については重ねて留意をお願いしておきたいと思います。

加えて、竹永議員は一貫して、このテーマ 3 つを繰り返しております。これだけ課題が山積している中で、今後も視野を広げてテーマについても御検討いただきたいということをお願いして、この件については許可して終わらせていただきます。

以上です。

それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。

日程第 1. 議案第 19 号

○議長（江藤 芳光君） 本日の日程第 1、議案第 19 号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） おはようございます。総務課の石井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の 18 ページをお願いいたします。

議案第 19 号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日を限り福岡県市町村職員退職手当組合から下田川清掃施設組合を脱退させ、令和 7 年 4 月 1 日から福岡県市町村職員退職手当組合同約を別紙のとおり変更する。令和 7 年 2 月 28 日。うきは市長権藤英樹。

提案の理由につきましては、ただいま申し上げましたように本年 3 月 31 日で退職手当組合を組織する地方公共団体の数が減少することにより、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書の 19 ページに、福岡県市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する規約でございます。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきたいと思います。新旧対照表 7 ページをお願いいたします。

新旧対照表 7 ページの別表第 1、第 2 条関係でございます。こちらが同組合の構成団体を示すものとなっております。9 の中ほどに田川郡の下田川清掃施設組合について削除するものでございます。

次に、8 ページをお願いいたします。

8 ページ、別表第 2、第 5 条関係になります。こちらは同組合の議員の選挙及び定数でございます。定数に変更はございません。先ほど同様に、第 5 区の下田川施設清掃組合について削除するものでございます。

議案書 19 ページにお戻りいただきたいと思います。

19 ページ、附則でございます。この規約は令和 7 年 4 月 1 日から施行することとさせていただいております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 19 号については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第19号は可決することに決しました。

日程第2. 議案第21号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第2、議案第21号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（柳原由美子君） おはようございます。監査委員事務局の柳原です。よろしくお願いいたします。

議案書の22ページをお願いいたします。

議案第21号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

23ページをお願いいたします。

うきは市監査委員条例の第4条、うきは市下水道事業の設置等に関する条例の第7条、うきは市簡易水道事業の設置等に関する条例の第7条につきまして、地方自治法第243条の2の7が新設されることにより、地方自治法第243条の2の8をこの3つの条例で引用していたところですが、今回の改正におきまして第243条の2の9に改められたため、本条例においても改正法による新たな条番号を改めるものでございます。

新旧対照表は、9ページから11ページになります。こちらも、地方自治法第243条の2の8を第243条の2の9に改めたものでございます。

附則については、この条例の施行期日を定めるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第21号につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第21号は可決することに決しました。

日程第3. 議案第22号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第3、議案第22号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 総務課でございます。

議案書の24ページをお願いいたします。

議案第22号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年2月28日。うきは市長権藤英樹。

本条例の提案の理由でございますけれども、刑法等の一部を改正する法律が成立、公布されたことで懲役、禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、関係する4つの条例を一括して改正するものでございます。2月20日の全員協議会のほうで詳細については御説明させていただいたものになります。

議案書の25ページでは、第1条は、うきは市個人情報の保護に関する法律施行条例、第2条では、うきは市職員の給与に関する条例、第3条では、うきは市消防団員の定数、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例、第4条では、うきは市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

附則で、施行日、罰則の適用については経過措置を記載いたしております。

新旧対照表につきましては12ページから17ページに記載しておりますので、御確認をお願いをしたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第22号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第22号は可決することに決しました。

_____ . _____ . _____

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） すみません、進行中に。議案第21号は説明は監査委員の条例だけの説明しかなかったのですが、うきは市下水道事業の条例の一部改正と簡易水道の設置に関する条例はもう省略ということなのですか、説明はないままなのか、そこを確認させていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（柳原由美子君） 先ほどの質問ですけれども、一括して3条例の分を御説明させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） よろしいですか。以後は、そういうことを前もって発言をお願いしたいと思いますが、よろしいですか、皆さん。組坂議員、よろしいですかね。ありがとうございました。

では、元に戻って、進行させていただきたいと思います。

_____ . _____ . _____

日程第 4. 議案第 23 号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第 4、議案第 23 号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 議案書の 27 ページをお願いいたします。

議案第 23 号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和 7 年 2 月 28 日。うきは市長権藤英樹。

本条例の改正につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、関係する 2 つの条例を改正をするものでございます。

議案書の 28 ページをお開き願います。

第 1 条では、うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例、第 2 条では、うきは市税条例の一部を改正するものとなっております。

新旧対照表では、18 ページから 22 ページにかけて改正となる条項を記載いたしております。

なお、議案書の 28 ページ、最後に附則でございます、この条例の施行期日について、令和 7 年 4 月 1 日とさせていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8 番、竹永議員。

○議員（8 番 竹永 茂美君） 二、三点、お尋ねいたします。

27 ページで議案の提案として行政手続に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化ということが述べられましたが、関係者というのは誰を指すのか、それから利便性の向上というのはどのようなことなのか、そして最後に行政運営の簡素化及び効率化ということについて具体的な説明をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（石井 太君） この条例の改正の目的が大きく 4 つございます。

まずは、少子高齢化の中で限られた人的資源の下でも質の高い行政サービスを遂行し、国民の

利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図るために、デジタルファーストに加えて、行政機関等が円滑なデータ連携を行い、手続において一度限りの情報提出とすることや複数の手続が1か所で実現できる環境整備が必要であるとの趣旨の下に、以下4つのことを目的といたしております。

1 点目がデータの品質の確保、デジタル社会基本法に基づくものでございます。

2 点目が、国によるデータベースの整備やデータ連携の促進でございます。

3 点目が、データベースやシステムの整備を効果的に行うための体制強化。

最後に、マイナンバーカードに係る措置でございます。

先ほどの御質問でございますけれども、関係者ということではございますが、国民の利便性になりますので全ての方に該当するものと思っております。

また、簡素化につきましても、当然、窓口業務の一括化を目的といたしておりますので、目的は、市民、国民のためというような回答でよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第23号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第23号は可決することに決しました。

日程第5. 議案第24号

○議長（江藤 芳光君） 日程第5、議案第24号子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） おはようございます。福祉事務所の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

議案書 29 ページをお願いいたします。

議案第 24 号 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和 7 年 2 月 28 日。うきは市長権藤英樹。

次のページをお願いいたします。

この条例は、上位法の改正に伴い、関係条例のうきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びうきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、2 月 20 日の全員協議会で御説明させていただきましたとおり、子ども・子育て支援法の施行日から 10 年を経過する日までの間における経過措置の期限が令和 6 年度末までに到来するため、見直しを行うものでございます。

また、今回のうきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める施設は市内にはございません。また、うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に関する改正については、市内の保育施設等には影響はございません。

議案書 32 ページをお願いいたします。

附則、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。5 番、組坂議員。

○議員（5 番 組坂 公明君） 今回の改正は上位法の改正ということで、改正自体には直接関係ないのですが、担当課長のほうから、うきは市内には該当施設はないと、特定地域型保育事業の中の分だろうと思うのですが、これというのは 0 歳から 2 歳までの認可した保育だろうと思うのですが、施設はない、必要な人は要るのか、うきは市に、そのところだけ、ここで質問をするのがおかしいなら予算特別委員会のほうで質問はしたいと思っておりますが、要は対象者がうきは市におるけど施設はないのか、施設がないということだけだったから、ここの御確認をさせていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） よろしいですか、福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） ただいま御質問でございますが、0 歳から 2 歳のニーズにつきましては、現在、認可保育所のほうで対応できておりますので影響はないと考えております。

○議長（江藤 芳光君） よろしいですか。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第24号につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第24号は可決することに決しました。

日程第6. 議案第25号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第6、議案第25号うきは市町並み保存地区保存条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井 孝幸君） 生涯学習課、石井です。

議案書33ページになります。

議案第25号うきは市町並み保存地区保存条例等の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年2月28日。うきは市長権藤英樹。

うきは市においては、現在、筑後吉井町並み保存地区、これは伝建地区も含みますが、保存地区以外の平野部が準都市計画区域となっておりますが、令和8年度を目標に都市計画区域への編入を進めております。筑後吉井町並み保存地区についても都市計画エリアとなります。そのため、保存地区内の建築基準法の緩和について協議、調整が必要となり、都市計画と町並み保存制度等を一体的に推進していく方針です。そのため、令和7年度から、うきは市の組織編成により町並み保存関連業務が生涯学習課から都市整備課へ業務移管することに伴い、7件の条例改正を行うものです。

該当する条例は、議案書34ページから37ページにかけてです。

新旧対照表は、30ページから48ページにかけてです。

それでは、議案書 34 ページの括弧書きの条例を上段から、うきは市町並み保存地区保存条例の一部改正、次の括弧書きのうきは市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正、次の括弧書きのうきは市文化的景観条例の一部改正、以上の 3 つが町並み制度に関する条例ですが、許可権限者をうきは市教育委員会から市長及びうきは市教育委員会へ改正するものです。

また、審議会設置の条文がありますけれども、「教育委員会に審議会を置く」を「本市に審議会を置く」に改正、「教育委員会の諮問に応じ」を「市長または教育委員会の諮問に応じ」に改正するものです。

それと、うきは市伝統的建造物群保存地区保存条例の第 1 条中の 142 条を 143 条に改める。これは文化財保護法のことでありまして、伝建部分の法令になります。143 条のほうが市町村は条例で当該地区の保存のため政令の定める基準に従い、必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとするというところで、まさしく 143 条のことがうきは市のこの部分になりますので、142 条というのが錯誤だったのではないかなと思っておりますので、143 条に改めるものです。

次に、議案書の 35 ページ、中段です。

括弧書きの、うきは市町並み交流館商家条例の一部改正、次の括弧書きの、うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正、次の括弧書きの、うきは市鏡田屋敷の設置及び管理に関する条例の一部改正、それと 36 ページの括弧書きの白壁交流広場及び白壁の小路の設置及び管理に関する条例の一部改正、以上の 4 つが町並み施設に関する条例です。その中のうきは市教育委員会をうきは市長に改正するものです。

これらの条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行となります。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 25 号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第25号は可決することに決しました。

日程第7. 議案第27号

○議長（江藤 芳光君） 日程第7、議案第27号うきは市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。男女共同参画推進室長。

○男女共同参画推進室長（木下 英樹君） おはようございます。男女共同参画推進室の木下です。

議案書43ページをお願いします。

議案第27号うきは市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年2月28日。うきは市長権藤英樹。

次のページです。

この改正は、機構改革により、うきは市男女共同参画センターの位置が変更になるため、改正をするものです。

附則です。この条例は令和7年4月1日から施行となります。

新旧対照表は49ページになります。

説明は以上となります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第27号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第27号は可決することに決しました。

日程第8. 議案第28号

○議長（江藤 芳光君） 日程第8、議案第28号うきは市社会教育集会所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井 孝幸君） 議案書45ページになります。

議案第28号うきは市社会教育集会所条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年2月28日。うきは市長権藤英樹。

議案書46ページをお願いいたします。

新旧対照表は50ページです。

現在、うきは市社会教育集会所については人権・同和対策室が管理運営を行っておりますが、この条例が教育委員会管轄のままになっておりましたので、条文中の教育委員会を市長に改正するものです。

また、第10条に運営審議会に関する事項が示されておりますが、実態に応じまして第10条を削除するものです。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 現在、社会教育集会所は小学校3年生がほとんどの学校で見学を行ったりしております。また、教職員については事前・事後の学習会がなされておりますが、この改正によって何らかの影響があるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（江藤 芳光君） 人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（山崎 穰君） 人権・同和対策室の山崎でございます。実務を担当しておりますので、私のほうから回答させていただきます。

現在、小学校3年生及び浮羽地区の6年生とかが集会所学習を行っておりますけれども、実態に即して今は行っておりまして、これが改正されたからといって内容が変わるものではございません。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） よろしいですか。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第28号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第28号は可決することに決しました。

日程第9. 議案第33号

○議長（江藤 芳光君） 日程第9、議案第33号うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 総務課でございます。

議案書の60ページをお願いいたします。

議案第33号うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年2月28日。うきは市長権藤英樹。

うきは市職員の育児休業に関する条例について、61ページにかけて記載いたしております。

本条例の制定につきましては、令和6年8月8日に人事院が行いました公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が明らかにされ、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、仕事と家族の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備などについて、上位法である育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正が行われたために所要の改正を行うものでございます。

以後は、新旧対照表で御説明させていただきます。新旧対照表62ページをお願いいたします。

6 2 ページ、第 7 条の 3 第 2 項におきまして、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外労働の制限について、現行 3 歳に満たない子を持つ職員が対象としている部分につきまして、小学校就学の始期に達するまでの子に改めるものとなります。

第 7 条の 3 第 4 項は、第 7 条の 3 第 2 項の改正に合わせるものとなります。

新旧対照表の 6 3 ページをお願いいたします。

第 1 4 条についてでございます。文言整理のために所要の改正を行うものとなります。

第 1 4 条の 3 は、組合休暇に関する規定において、他の休暇制度と合わせ、一の年度から一の年に文言変更を行うものとなります。

第 1 5 条の 2 は、新たに配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等の項目を設ける改正となります。

新旧対照表の 6 4 ページをお願いいたします。

第 1 5 条の 3 は、新たに介護を行う職員に対する勤務環境の整備に関する措置に関する規定を整備するものでございます。

議案書の 6 1 ページにお戻りいただきたいと思います。

最後に、附則でございます。この条例の施行期日につきましては、令和 7 年 4 月 1 日といたしております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8 番、竹永議員。

○議員（8 番 竹永 茂美君） こちらの改正の条例の中で 3 歳未満から小学校就学の始期のほうに変わるわけですが、これに対する該当者はどのくらいというように理解されてあるのか、また介護のほうで配偶者等とありましたけれども、配偶者等の説明をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 石井総務課長。

○総務課長（石井 太君） 2 点の御質問でございます。

該当者の具体的な数字については、現時点では把握ができておりません。

それから配偶者等につきましても、正確な表現について確認をさせていただいた上で御回答させていただきます。と思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 3 3 号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、討論なしと認めます。

採決しますが、竹永議員の質疑の回答はもう関係なく採決したいと思うので、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第33号は可決することに決しました。

日程第10. 議案第34号

○議長（江藤 芳光君） 日程第10、議案第34号うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 総務課でございます。

議案書の62ページをお開き願います。

議案第34号うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年2月28日。うきは市長権藤英樹。

うきは市職員の育児休業に関する条例について、63ページにかけて記載させていただいております。

提案の理由につきましては、本条例の制定は、先ほどの議案第33号でも申し上げました令和6年8月8日に人事院が行いました公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が明らかにされ、非常勤職員に対する部分休業の承認について、上位法であります育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正が行われたために、所要の改正を行うものでございます。あわせて、12月議会において御承認をいただきました子育て部分休暇について、育児部分休業との運用面の整理を行うために所要の改正を行うものでございます。

以後は新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表の65ページをお願いいたします。

第8条第2項におきまして、部分休業の承認について、子育て部分休暇で承認を受けた時間を

減ずることで、部分休業と子育て部分休暇の重複適用を整理するものでございます。

第8条第3項におきまして、上位法であります育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の引用箇所を変更する改正を行うものでございます。

議案書の63ページにお戻りいただきたいと思います。

最後に、附則でございます。この条例の施行日について、令和7年4月1日とさせていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第34号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第34号は可決することに決しました。

日程第11. 議案第35号

○議長（江藤 芳光君） 日程第11、議案第35号うきは市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 総務課でございます。

議案書の64ページをお開き願います。

議案第35号うきは市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年2月28日。うきは市長権藤英樹。

うきは市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきまして、65ページにかけて記載いたしております。

提案の理由につきましては、令和7年度から地域手当が創設されることに伴い、減給する金額の算定の基礎に地域手当を算入するための改正と懲戒処分に係る効果について、国・県の基準に準ずる改正とするために所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表で説明をさせていただきます。

66ページをお願いいたします。

人事院規則第12条の規定に基づき、第3条では、減給の効果について、減給の月数1日以上、6月以下の期間としているものについて、1日以上1年以下に改正をするものでございます。

中段以降になります、減給する額について10分の1以下としている部分について、5分の1以下に改正するものでございます。

下段になります、減給する額について給料の月額10分の1とあるものについて、給料及びこれに対する地域手当の合計額の5分の1と改めるものでございます。

第4条は、停職の期間について6月以下と期間をしているものについて、1年以下に改正するものでございます。

議案書の65ページにお戻りいただきたいと思います。

附則、この条例の施行期日について、令和7年4月1日といたしております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第35号は可決することに決しました。

日程第12. 議案第36号

○議長（江藤 芳光君） 日程第12、議案第36号うきは市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 総務課でございます。

議案書の66ページをお願いいたします。

議案第36号うきは市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年2月28日。うきは市長権藤英樹。

本条例の改正につきましては、67ページにかけて記載させていただいております。

提案の理由でございますが、こちらにつきましても令和7年度から地域手当が創設されることに伴い、任期付短時間勤務職員について、給与条例の適用除外内容を整理するものとなります。

以下、新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表67ページをお願いいたします。

第8条におきまして、給与条例第9条から第11条の2までの規定は任期付短時間勤務職員には適用しないとありますが、給与条例第10条の2において新たに地域手当を創設いたしますので、給与条例第10条の2を適用除外から削除するものとなります。

議案書の67ページにお戻りいただきたいと思います。

最後に、附則でございます。この条例の施行期日は令和7年4月1日とさせていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第36号につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決し

ました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第36号は可決することに決しました。

日程第13. 議案第37号

○議長（江藤 芳光君） 日程第13、議案第37号うきは市職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 総務課でございます。

議案書の68ページをお願いいたします。

議案第37号うきは市職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年2月28日。うきは市長権藤英樹。

本条例の改正につきましては、69ページにかけて記載させていただいております。

2月20日の全員協議会で概要の説明はさせていただいたものになります。

本条例の制定は、宿泊料の高騰、その他社会経済情勢の変化の状況を踏まえ、国家公務員等の旅費に関する法律等の一部改正の施行等を考慮し、宿泊料の上限額を引き上げるなど、所要の改正を行うものとなります。

以後、新旧対照表で説明をさせていただきます。新旧対照表68ページをお願いいたします。

新旧対照表、第14条宿泊料について、定額と定めております規定について、国家公務員等の旅費に関する法律の規定に基づき、上限付実費額に改正するものでございます。あわせて、別表について、宿泊料について、甲・乙地方に分けて記載をしていた内容を国家公務員等の旅費に関する法律及び財務省令の規定による額とする改正を行うものでございます。

なお、国家公務員においては宿泊料を財務省令で定め、実勢価格に変動があれば毎年度見直すこととされており、本市の上限額につきましても省令に改正があった場合には改正後の金額を適用することとさせていただく予定でございます。

議案書69ページにお戻りいただきたいと思います。

最後に、附則でございます。この条例の施行期日について、令和7年4月1日とさせていただ

いております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第37号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第37号は可決することに決しました。

日程第14．議案第38号

○議長（江藤 芳光君） 日程第14、議案第38号うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 市民生活課、山崎でございます。

議案第38号うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年2月28日。うきは市長権藤英樹。

71ページを御覧ください。

新旧対照表は69ページになります。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている住民を支援することを目的として、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスによる証明発行手数料を10円に減額するものになります。また、コンビニ交付の利用率向上により窓口の混雑の解消や業務の効率化を図るものになります。

附則に、自動交付機による交付の場合の手数料の特例を追加しております。

期間は、令和7年4月1日から令和7年12月28日までとなります。

施行期日は令和7年4月1日からになります。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） ちょっとお尋ねします。今回のやつは限定、今年の12月までということですね。そういう意味で言うと期間を限定している条例の制定ということになるわけですが、そこは逆に言うと、どのような意味で、普通は条例って長くするじゃないですか、これはなぜそういうようにしたのかという、そういう意味では、見通しとして、来年の1月1日以降についてはどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 今回はコンビニ交付の関係ですけれども、物価高騰対策の交付金がこの事業に使えるということが分かりましたので、まずコンビニ交付に係る皆さんの利用率の向上や負担の軽減を図るものとして、今年度の12月28日までというように限定したものにございます。その後につきましては、現状の価格に戻るという形になります。

○議長（江藤 芳光君） よろしいですか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） コンビニ交付の対象となっている方についてだけです。そうすると窓口の話はどうなるのですか。物価高騰対策という名義であれば、不特定多数というか、そういうことになると思うのですけれども、なぜコンビニだけになるのかがよく意味が分からないというところなのですけれども。

○議長（江藤 芳光君） 市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 確かに利用率向上というのも副次的な目的としてございますので、やはり窓口の緩和、そういうのも狙ったところで、こういう金額の差をつけたというところで考えております。そちらに流すことで、やはり混雑緩和、それから10円にすることで利便性の向上という形で考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 3点お尋ねいたします。

まず1点は、このことによって市の支出はどのくらいを予定されているのか、それからコンビニを利用しますが、1点目と関連しますが、コンビニへの支払い使用料等は1件当たり幾らでどのくらいを考えているのか、それから3点目は、先ほど言いました期日の件ですけど、附則でこの条例は令和7年4月1日から施行するとするならば、4月1日から12月31日の間、施行す

るというような附則にはならないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 経費の関係なのですけれども、実際、支出自体は、今年度コンビニ交付を通常やっている予算で予算化しております。

収入のほうが実際にかかる２００円とか４５０円から利用者が払う１０円の差額が交付金として交付されますので、市の手出しとしては、その分は変わらないという形になろうかと思います。実際、１件当たり１１７円が手数料として支払うような形になります。

施行期日については、１２月２８日までとした分につきましては、２９日からがもうシステムのメンテナンス期間になるために、その分を除外したものになります。

○議長（江藤 芳光君） ８番、竹永議員。

○議員（８番 竹永 茂美君） 最後の期日の件ですけれども、では来年の１月１日から、またこの条例の改正という形になるのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 今、市民生活課長が答弁したとおりで、交付金等を利用した時限的措置でありますので、ここに附則に記載のとおり、今年の１２月２８日までで、この取組については一旦終わるところでございます。

竹永議員からの御質問にありましたとおり、その以降はどうするのかということで、当然、この附則の期限が切れれば元の料金に戻るとというのが通例でございますが、この数か月間、取組をやる中で交付金措置は終わるのですが、皆さんの利用が高まったり、ますますの利用が見込めるというようなことで、コンビニ交付、これが副次的効果と市民生活課長が述べた窓口業務の緩和であるとか、そういったことに効果があると見込めるときには、また何らかの御提案を議会のほうにさせていただきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） ９番、岩淵議員。

○議員（９番 岩淵 和明君） ３回目になります。改めて、だとすれば、別に反対する理由って、変な言い方ですけど、あまりない。ただ、実際のコンビニ交付を受けている対象の方々の利便性が上がって、普及向上につながる、マイナンバーを使って、そういったようにすることは窓口の業務の省力化という意味も含めて理解はできます。だけれども、それはそうじゃない人に対してもしちゃんと対処していくべきだということに私は思うので、その対象をどういうようにしていくかということも一つ課題となると思いますので、そこをちゃんとフォローする形の提案をぜひ考えていただきたい。

そういう意味では、財政上の予算のところですべき話かもしれませんが、そういったことも考慮に入れた形で、この全体としての物価高対策支援ということであれば、財源を使うのであれ

ば、そういった形にしてほしいなというのが要望であります。

そういう意味では、今回の提案について、ちゃんと聞くと、コストがこのくらい窓口のところ
が下がって、その分がきちんと、今1件117円とおっしゃっていましたが、そういうこ
とで、それが全体の年間のコストとしてこうなるんですよということをきちんと丁寧に、もしよ
ければ、きちんと資料を示してもらえたらよかったなと思いますので、よろしく。また、さっき
言いましたように物価対策を使うのであれば、その辺のコンビニ対象外の方に対してもどうい
うな形をするのかも御考慮いただくように改めてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 岩淵議員から御意見を賜りましたので改めて検討させていただきたいと
思いますし、12月16日からだったと記憶していますが、コンビニ交付を始めておりますので、
これまでの間の実績が二百数十件だったと思いますが、全体の交付に対して5%程度だったと記
憶しております。ですので、非常にまだ認知がされていないという中で、その認知度を高めてい
くというような副次的目的も持っておりますので、そういった中で、これがどれぐらいの効果を
示すのか、また、そういったところも議員の皆様は情報を提供しながら、今後の取扱いについて
は考えていきたいと思っています。

また、議員から御発言がありましたように、マイナンバーカードを持たずに窓口でこれまでど
おりに発行される方に対するというようなお話もいただいたところでございます。御承知のとおり、
今、様々な交付金等が出ておりますが、それが全市民に行き渡るような形であるかと言われ
ると公益性の観点からもなかなか難しく、例えば所得の低い方を対象に国は現金給付とかをや
っておりますが、では納税をされているほかの市民の皆さん、国民の皆さんに対しては何がしか
があるかというような議論と同じような形になると思いますので、なかなか難しい部分も1点は
あるかと思いますが、今、想定しているところと言えば、そういう金銭的な負担ではないので
すが、例えばですけれども、コンビニ交付を求める方が多くなれば窓口でお待ちいただく時間が
少なくなったり、1件1件の対応を丁寧にさせていただくということでも一つ、窓口にお越し
いただく方の副次的効果になろうかというような想定はいたしているところでございます。その辺
りについても丁寧に取り扱ってまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） ほか、ございますか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 今さらの質問になるのですが、コンビニ交付のやり方、実際に
私はやったことがないもので、市民のほうにこげんですよ、これを広げんといかんと思うのです
よ。物価高騰対策の一環、それから市民の利便性、それから行政のほうの仕事が緩和、こうい
ったのが入っていると思うのですが、これってマイナンバーカードを持って申請して、そこでも

らえるのですか、それとも郵送で送られてくるのですか。あるいは、マイナンバーカードには、当然、暗証番号も忘れないようにせないかんということもあるのですかね、ちょっとそこをここで聞いていいか、ちょっと教えていただければと。

○議長（江藤 芳光君） 市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） マイナンバーカードを持っていて、4桁の暗証番号が必要になります。もし忘れた場合には、住民係の窓口のほうに来ていただければ、すぐ再設定することはできます。コンビニに行って、その場で発行することができます。このコンビニは、市内外、どこでも利用することができます。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） よろしいですか。

それでは、ここで暫時休憩します。25分に再開します。

午前10時09分休憩

午前10時25分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

それでは、続けます。

ほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第38号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第38号は可決することに決しました。

○議長（江藤 芳光君） それでは、次の日程第15に入ります前に、市長から発言の申出がっておりますので、これを許可します。榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 議案審議中に大変恐縮ではございますが、本日朝、1件目に竹永議員の昨日の一般質問における発言の訂正の件がございました。私もその場で初めてお伺いさせていただきましたので、その件も踏まえて、今、議員の皆様並びに出席しております管理職に資料を1枚配付させていただいております。

資料の内容につきましては、ヤフーニュースのほうが総務省と共同で作成いたしております、いわゆるファクトチェックでありますとか、デジタルリテラシーについての啓発の非常に分かりやすい資料がございましたので、こちらのほうを皆様に配付させていただいたところでございます。管理職にも全員配付を今いたしておるところでございます。

内容を少し目を通していただきながらお話を申し上げたいと思いますが、まずもって、本日議会開会すぐにありました竹永茂美議員の昨日の一般質問における修正でございますが、取扱いについては議長並びに議会の皆様にお委ねする形で構いませんが、内容等につきましては、十分な真実かどうかのチェック等が行われていなかったことによる、いわゆるファクトチェックが十分になされていなかったことによる事象であったのではないかと感じたところでございます。神聖な議場において真偽の分からない内容について発言をされることは、私も議員をやっておりますので厳に慎むべきことであろうというように思っております。そういった意味合いでは大変遺憾なことでございますので、こうしたことのないように、これは議員の皆様のみならず、執行部につきましても、発言については、このファクトチェックでありますとかリテラシーに照らして、しっかりと発言をしなければならないと思っている次第でございます。

お配りした部分についてはお目通しいただければと思いますが、2点ほど、昨日の件でございますが、1点は、昨日の竹永茂美議員の配付されております一般質問用の資料の中に通告にない内容の資料提示がございました。その中に記載されております様々な数字等が、先ほど申し上げたファクトチェックの部分であります。情報源でありますとか、そういった内容は本当なのかどうか、真実に照らし合わせられているのか、そういったことに疑義が生じる点が幾つかございます。関係するJR九州のほうにも、今、問合せを行いながら、先ほど申し上げたとおり、この公の場で出てくる書類や発言でございますので、真偽不明につきましてはしっかりと調査した上で、市としても、これが広く市民の皆様はこの議会という神聖な場を通じて広がることが市民の皆様を困惑させたり、御迷惑をおかけすることがあっては決してならないと思っておりますので、内容等をしっかりと精査し、また、関係機関、JR等ともお話をする中で、必要に応じて厳なる措置を取ってまいりたいと思っております。

また、別議員から、昨日、一般質問の中で真偽不明けれどもという枕言葉をつけていただい

ての御提言、御提案があったと思います。そちらについても、このファクトチェック等の紙に書いてあるとおりでございます。内容等の真実、特に今はネット情報が様々な情報がある部分がございます。こちらのネットの情報拡散の前の心がけというところも御覧いただきながら、総務省もかなりこれは力を入れて行っているところでございます。決してインターネットニュースサイト等が間違っただけを言っているということを申し上げているわけではございません。しかしながら内容について十分に御精査いただきながら、議場での発言または資料提示でございますのでよろしくお願いしたいと思っておりますし、執行部のほうも先ほどのように少し答えに戸惑うところ、正確な答えができないようなところにつきましては、暫時休憩等を求めながら、正確な情報、数値等を皆様や市民の皆様にお示しできるように善処してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

お時間をいただきました。ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） それでは、進めます。

日程第 15、議案第 39 号

○議長（江藤 芳光君） 日程第 15、議案第 39 号うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 総務課でございます。

72 ページをお願いいたします。

議案第 39 号うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和 7 年 2 月 28 日。うきは市長権藤英樹。

本条例は、73 ページにかけて記載させていただいております。また、2 月 20 日の議会全員協議会でも概要の御説明をさせていただいたものになります。

本条例の制定は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に伴う児童手当法の改正により、一定所得以上の方に対する児童手当の特例給付が廃止されることを踏まえ、児童手当法附則第 2 条第 1 項の特例給付の規定を削除するとともに、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第 13 条第 1 項の規定により、なお従前の例によることとされていた特例給付の支給等に関する事務について、引き続き個人番号を利用できるよう、所要の措置を講ずるものでございます。

以後、新旧対照表で御説明させていただきます。新旧対照表 70 ページからになります。

別表第 2、第 4 条関係でございます。

72ページをお願いいたします。

72ページ、(3)で、特例給付の削除及び従前の例によることとされていた特例給付の支給等に関する事務について改正いたしております。

議案書73ページにお戻りいただきたいと思います。

最後に、附則でございます。この条例は公布の日から施行することとさせていただいております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第39号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第39号は可決することに決しました。

日程第16. 議案第40号

○議長（江藤 芳光君） 日程第16、議案第40号うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所でございます。

議案書74ページをお願いいたします。

議案第40号うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年2月28日。うきは市長権藤英樹。

次のページをお願いいたします。75ページをお願いいたします。

この条例は、上位法の改正に伴い、改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、栄養士法の改正により、従前の栄養士法では管理栄養士国家試験は栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったが、改正により、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要になったため、条例中の「栄養士」を「栄養士または管理栄養士」に改めるものでございます。

新旧対照表は74ページでございます。

附則、この条例は令和7年4月1日から施行する。

なお、今回の改正となります家庭的保育事業等を行う保育施設はうきは市内にないため、影響はございません。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第40号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第40号は可決することに決しました。

日程第17. 議案第41号

○議長（江藤 芳光君） 日程第17、議案第41号うきは市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） おはようございます。建設課、雨郡です。

議案書 76 ページをお開きをお願いします。

議案第 41 号うきは市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和 7 年 2 月 28 日。うきは市長権藤英樹。

次ページでございます。

今回の変更内容でございますが、うきは市営高見団地の建て替えに伴いまして、団地集約に伴う変更でございます。

うきは市営住宅管理条例の一部を改正する条例、うきは市営住宅管理条例、平成 17 年うきは市営条例第 169 号の一部を次のように改正する。

第 2 条 2 の第 2 項の表中、兎渡島団地の項を削り、同表中の高見団地、うきは市浮羽町高見 93 番を高見団地、うきは市浮羽町高見 93 番地 1 他 1 筆に改めます。

附則、条例は附則の日から施行する。

新旧対照表でございますが、76 ページ、77 ページに記載しておりますので、御確認をよろしくお願いいたします。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 41 号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 41 号は可決することに決しました。

日程第 18、議案第 42 号

○議長（江藤 芳光君） 日程第 18、議案第 42 号うきは市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課の江藤です。よろしくお願いいたします。

議案書 78 ページをお願いいたします。

議案第 42 号うきは市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和 7 年 2 月 28 日。うきは市長権藤英樹。

本条例の改正につきましては、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正が行われましたので、それに伴いまして本条例の別表を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表の 78 ページをお願いいたします。

第 2 条におきます退職報償金の支給額別表につきまして、勤続 30 年以上とございましたものを 30 年以上 35 年未満としまして、35 年以上を新たに追加するものでございます。

それぞれの階級に沿った金額等につきましては、団長以下、記載のとおりになっておりますので、御参照をお願いしたいと思います。また、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令と同額の金額となっております。

最後に、議案の 79 ページに戻っていただきまして、附則、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

経過措置、この条例による改正後のうきは市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 42 号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第４２号は可決することに決しました。

日程第１９．議案第４３号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第１９、議案第４３号事業契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 建設課、雨郡です。

議案書８１ページをお願いいたします。

議案第４３号事業契約の締結について。

次のとおり事業契約を締結したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第１２条の規定により議会の議決を求める。令和７年２月２８日提出。うきは市長権藤英樹。

１番の契約の目的、うきは市営西隈上団地等整備事業。

２番、契約金額、１９億１，４００万円、うち取引に関わる消費税及び地方消費税の額が１億７，４００万円でございます。

３番、契約の相手方、代表企業としまして、所在地、福岡県福岡市博多区上牟田２丁目１１番２４号、名称、大和ハウス工業株式会社九州支社、代表者九州支社長賤津高広。

構成企業としまして、所在地、福岡県うきは市浮羽町山北１５５６番地の３、名称、山一建設工業株式会社浮羽支店、代表者、代表取締役後藤慎太郎。

次ページをお願いします。

構成企業名、所在地、福岡県久留米市御井町２４２３番地の５、名称、トップフィールド不動産、代表者上野正廣。

４、契約の方法、随意契約方法で、プロポーザル審査になります。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。１３番、熊懷議員。

○議員（１３番 熊懷 和明君） １３番、熊懷でございます。ちょっとお尋ねします。

昨年６月頃、前市長が決めていたことだと思いますが、西隈上団地はハウスメーカーで決まっていると今お聞きしました。聞くところによると木材等はあまり使わないように聞いているので、そのことを少しお聞きしたいと思います。

平成２６年５月１７日に山春小学校体育館竣工式がございました。そのとき、うきは市では、森林資源を生かすためにも木材を小学校や市営住宅等の公共施設へ使っていく取組を本格的に始めているとお聞きしておりました。その後、新治団地もたくさんの木材を使って市営住宅が建てられています。そのことも踏まえ、今度の西隈上団地には住宅等に木材が多く使われるのか、使われないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 木材の使用に関する御質問をいただきましたので、御回答いたします。

今回の建て替えに対する条件としまして、メンテナンスが容易、ライフサイクルコストを安く抑えつつ恒久的な構造物というところで考えたところ、木材の建築というところが非常に条件に合わなかったというところになります。今回の現場仕様におきましては、木材は一部使用するのですけど、外構のほうの一部になるかと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） １３番、熊懷議員。

○議員（１３番 熊懷 和明君） 私も、プレハブ利用住宅でボードが多く使われて、木材はあまり使われないのかなとは感じておりました。

そこでお伺いしたいのですが、うきは市の基幹産業の一つが林業であると、市長もこの前、施政方針で言っておられました。林業に関わっている人たちはたくさんおります。森林組合、山で働く一人親方さん、製材所、建築業、材木店、大工さん、多くの方が関わっております。そして、今、大変物価高騰で厳しい時期に来ております。

地元の木材、製材品等を使わないとどういうことが起こりますかといいますと、数日前に新聞に出ておりましたようにうきは市の製材業が事業停止をし、自己破産申請の準備をしております。何が原因かといいますと、近年の物価高騰の影響で一戸建て住宅の着工件数が減少、製材の需要が落ち込み、債務超過に陥っているということでもあります。

で何が言いたいかといいますと、前市長は何で自分が辞めるときにこういう木材の使用をやめて決めていたのか、結局、木材利用をしないと、うきは市の事業者が苦しんで辞めていったら、

今、大工さんたちも働けるだけ働こうと言って頑張っておられます、お年寄りの方。その人たちは、製材所、今、うきは市に1か所、材木店市場があります。こういうのがなくなれば、少しの仕事をするにも、改造するのにも、久留米、日田と市場に購入に行かなければならない、そうすると高くつきます。そうすると、なかなか仕事がしにくくなります。いろいろなことがつながってきますからね。もう少し、PFIと言えはそうでしょうけど、そこにうきは市は基幹産業は林業ですから、もう少しその木材使用を要望に入れてもらうような考えをしていただくようなことはなかったのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま、木材使用について御質問いただきました。今、熊懷議員がおっしゃるように、市内の林業、また製材業の皆さんの産業の育成という部分では、非常に議員がおっしゃられるとおりでと思っています。直近でニュース等にも上がりました市内事業者の件についても把握しておりますし、市としても、今、様々な形で、商工振興係を中心に対応を協議しているところでございます。情報収集にも当たっております。その中で、今、議員がおっしゃっていただくことも非常に理解させていただいているところでございます。

今回の件は6月3日に公告をされておりますので、議員がおっしゃられるように高木前市長の時代に、私も議員でしたので、議会のほうでも公募型プロポーザルでということでお認めをするような、議決を行う中でこのような取扱いになっているわけでございますが、直近がこの西隈上団地、また高見団地ということで木材の利用が少ないなというようなところで私も同じようなことを考えておりましたが、御承知のように高見団地におきましては5階建ての建物でございますので、今のような木造ではない構造となっているところでございます。今回の西隈上団地についても3階建ての構造でございますので、木造であれば3階建てもいけるところではあります。新治の団地もそうなのですが、今回、もう議員の皆様も御承知のとおり、この事業につきましては脱炭素先行地域に指定された中での補助金を活用してPFI事業としてやっているところでございますので、当初の計画の中で、例えば集合住宅部分の屋根のところに太陽光パネル等をしっかりと設置しながら進めていくというような、様々な環境に配慮した要件等も出てきているところでございます。そうした少し重たいものを屋根の上に上げたりするところがございまして、3階建てというのもありまして、今回、このプロポーザルの要件の中から木造は除かせてくださいというような中身になっていると認識しているところでございます。それ以外の条件については、当然、御承知のとおり公募型プロポーザルですので、民間事業者から様々な御提案をいただくというような中での今回の御提案を審査したというところだと思っています。

議員からお話がありましたように、市内の林産業の皆様の育成ということも含めて、これまで、先ほどちょうど第41号議案で市営住宅管理条例が出てくる中で住所の変更のやつがありま

したので、資料の正誤表のやつを七十数ページぐらい見ていただければ、ちょうど市営住宅の一覧表が載っているので、これが分かりやすいのですが、先ほど申し上げた高層階の高見団地と今回のそういったことを考慮した西隈上団地以外の団地につきましては、もう皆様も御承知のとおり、市内の木材をしっかりと活用した住宅、木造もしくは軽量鉄骨等を用いた住宅であると思っています。今後、西隈上団地以外でどちらかを整備するという計画は現状はございませんが、今後そういった住宅を整備するときには、もちろん今回のように環境施設等を設置するなどの配慮等が不要であれば、議員がおっしゃられるような市内産材を使った木材住宅等の建設、もしくは木材をしっかりと活用した公共施設等の建設といったものは十二分に考えていかなければならないと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 13番、熊懷議員、3回目。

○議員（13番 熊懷 和明君） 今お話を聞いて、住居等には今後なるべく使っていただきたいと思います。熊本県もインターの便所のところにも上に羽目板のような建築材を多く使用しております。なかなかこの県でも木材利用は考えていると思いますので、よろしくお願いします。

これは副市長が審査委員にもなっておりますので一つ聞きたいのですが、脱炭素の中にも木材を利用しないと、伐採と植林をしていかないと、ある程度、そのほうが吸収量が多いでしょう、そのままではあまりない。そういうことも含め、森林環境税も森林に対して多くくれ、横浜が一番人口で森林環境税を多くもらっておりました。何で森林の多いところに多くくれないかということも言われなくなりますよ、材木と木材を使っていかないとですね、そこのところも一つお願いします。

そして私たちがどこが取ったとは言われんばってん、やっぱり市税はどこに行くか、本社に行きますから、そこのところもやっぱりちょっと配慮していただいて考えていただきたいかなと思って、最後に質問をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 重松副市長。

○副市長（重松 邦英君） ありがとうございます。

CO₂削減の件で1点目に御言及があったかと思います。おっしゃるとおり木材をどんどん使っていないと、やっぱり森林の吸収量、新陳代謝を高めていった森のほうが非常に優れております。そこについては私も十分認識させていただいておりまして、いろいろな施策、いろいろな事業が市役所のほうで動いている中で、もちろん、今、議員がおっしゃったところができる事業、例えばチップをたくさん使っていくとか、そういったところについてはもう十分配慮させていただきながら、今、この事業を進めさせていただいているところではあります。

今回のこの住宅の建て替えについては、市長から先ほど申し上げさせていただいたように、そういった点を考えてみると促進することができなかったということで、事業の中身に応じて可能

なところは積極的に木材の利用をやっていこうと考えておりますので、その点は御理解いただければと思っております。

もう一点が、地域経済の循環率の件で本社がというお話があったかと思います。我々も、できる限りそういったところは目指しております。全く別の事業の中でも、できるだけ市内にお金が循環するようにというところで、企画財政課をはじめ、そういった調査分析もしておりますし、いろいろな事業化の中でもできるだけそういったことを配慮して、市内事業者にお仕事をやっていただけるように持っていきたいという配慮はさせていただいております。

また、そういった事業者がもし市内になれば、市内にそういった事業所を構えていただけるような協力企業を探したりとか、そういった努力も実際に非常に頑張って我々としてはやらせていただいているところであります。

ただし、今回のこのプロポーザルの結果につきましては、当然ながら市内事業者も入っていたいてはいるのですけれども、ちょっと目立ったところが市外の事業者であったというところは、結果的にはそういった結果になってしまったというところで御理解いただければなと思っております。以上で大丈夫ですかね。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 私のほうは、今回の契約について、前回、2月20日の全員協議会で気になっているのがやっぱり鉄骨造ということで、耐久性、安全性といったのを考慮すると、この全員協議会の折に御説明いただいたのが軽量鉄骨ということでございましたので、今日、市長のほうから3階建てということをお伺いしましたので、あのとき、ちらっと平面図、配置図だけを見させてもらいましたけど3階建てということで、そこがどうも私としては、やっぱり公共施設として造る西隈上団地建え替え事業でございますから、RC造になぜできなかったのかというのがですね。

そこでお伺いしたいのが、軽量鉄骨造とRC造、まず法定耐用年数はどうなのか、それからうきは市が公共施設総合管理計画ということで、これは今度は出来上がってからの問題ですね、施設を長寿命化するというので個別計画もいただいております。住宅関係はいただいております。一般的な考えだろうと思うのですが、長寿命化の目標年数やらをきちっと設定されたと思いますが、そのときの軽量鉄骨、あるいはRC、鉄筋コンクリート造、違いが何十年という開きがあるのですが、そういったのを考慮すると、果たして、今回、軽量鉄骨でいいのかという、そのところを御説明していただければありがたいのですけど。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 建設課です。

御質問を2点いただきまして、まず耐久年数、RC造とS造の部分のという形と、2点目として、なぜ今回RCじゃないのかという御質問でよろしいですかね。

まずS造、RC造でいうところの耐久年数なのですが、一般的なもので言われると、RC造で大体50年、S造でいきますと30年程度、若干そこら辺の開きというのはございます。そこで、メンテナンスによっては、いろいろな形で長寿命というところはあるかと思います。鉄筋構造物であれば100年もつ可能性もございますし、そこは議員の御指摘どおりだとは思っています。

ただ、今回のところでS造とRC造のところでなぜそういう評価になったのかというところなのですが、今回評価をいたしているところでございますが、まず市営住宅の基準というのは建築基準法をまず遵守して造りますので、双方のところに対して安全性は満足されております。新治団地も見ていただいて分かるように同じ3階建てなのですが、木造というところでございます。今回の募集要件なのですが、メンテナンスが容易でライフサイクルコストが安くというところと、高耐久なRC造などという形で臨ませていただきまして、S造、RC造というところではなくて、物のところのトータルのものを提案してやっております。RC造、S造だけで言えば、御指摘のとおりRC造のほうが耐久性とか、耐火性とか、遮音性とかは優れております。

今回、御提案された優先交渉権、大和ハウスのほうなのですが、あちらのほうから提案されたところなのですが、独自技術を採用されることで耐震性というところも、実際、今の部分の重量鉄骨、軽量鉄骨であって、より強いものの部分で逆に3分の1のところを抑える、RC造の部分でいきますと、震度6、震度7の部分に相当する分に対応する技術を使いますというところで、耐震性はおおむね同等で判断しております。

耐火性のところなのですが、耐火性もRC造の部分とS造でいきますと、いろいろなところで違いますが、使う材料とかによって構造を上げるというところと、遮音性のところなのですが、遮音性も住宅の基準に伴うものに対して満足するような提案をされております。

そういうこともございまして、何が悪いとかいうわけではなくて、基準に基づいたもので、結果、S造になったというところです。

もう一点でございしますが、今回、RC造、S造だけの評価をしておるところではございません。提案内容として、いろいろなところを相対的に評価しまして、その中で、結果、いろいろな提案をやったところで取られたところがたまたまS造になったというところでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ありがとうございます。

まず、法定耐用年数です。私も調べましたが、鉄骨造は違うのですよね、今回は軽量鉄骨

ということですから19年、それから鉄筋コンクリート造は47年、これが法定耐用で、法定耐用年数というのは、19年で崩れるかって、そういう意味で書かれているものじゃないんです。きちっとメンテすれば長寿命化できるという内容ですから、19年でも家が駄目になるやらのものじゃないのですが、そういった違いがあまりにもある中で、今回3階建てということで、さらにはその屋上には太陽光パネルを設置するというのであれば、ある程度、強固な建物じゃないといかんとじゃないかなという思いがあるというのが一つと、あと、先ほど課長のほうから耐火の違いをお話しされましたけど、軽量鉄骨をやったなら、私の消防の経験上、延焼するおそれがある。鉄は熱に弱いから、そうすると、そういった安全性も、確かに耐火以上にはならんかなと思うかと思って、どうもそこが私は払拭できずに、今回は団地が中心の事業のまちづくりという計画ですから、その団地がより安全に長くもつようにするためには、私はRC造のほうがいいと思うところを払拭できないものですから、何かそのところを教えていただければと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 申し訳ございません、耐久性についてでございます。先ほど御説明が足りなかったところで申し訳ないのですが、言われますように鉄骨がさびるとその分の損傷が早いということもございます。今回の提案内容的にいきますと、3層の防錆処理という形でやることで、通常鉄骨よりも耐久性でいきますとより長いもののところで対応するような形になります。実際これをするによって、どの程度の期間が長くなるのか、物の使い方にもよりますが、鉄骨自体のところでは今回防錆処理をやることで、75年から90年もつ構造になるという提案をされてきています。

耐火性でございますが、耐火性のほうも、室内側の表面温度とか、そういったものを標準加熱試験の合格ラインというのが141度より遥かに低い、平均11度、最高値、熱で百何度という形になっても、そここのところについてはきちっと国交省性能評価規定で試験を実施したものを使われるということで満足されているものと判断しております。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 課長と別の視点から回答させていただきたいと思いますが、今、組坂議員の御質問を2回お伺いしている中で、鉄筋のRC造か、鉄骨のS造かというようなお話で、RC造のほうがというようなお話であったと思います。

その法定耐用年数とかで、今、具体的な数値を議員からお示いただきましたが、確かにそういったところで見ればRC造というのは強いなということもございます。一方で、特に議員の皆様、厚生文教常任委員会の皆様は、1回は浮羽中学校を御覧いただいているかと思いますが、浮羽中学校が今ちょうど50年で、立派な鉄筋の建物なのですが、御覧いただいて、かなり腐食が

進んでおります。と申しますのも、やっぱり雨風にさらされたり、あと地震等の時は特に、今、能登地震等でも顕著なのですが、大きな鉄筋の建物が倒れているのですが、一度コンクリートにひびが入ってしまいますと、そこから空気や水が入って、鉄筋のところがさび、腐食をしてしまうと、せっかくの鉄筋コンクリートも一気に耐力と申しますか、構造の耐える力が落ちてしまうという弱点もあります。浮羽中学校も本来ならば、もう何十年も使えればいいのですが、ああいう状態でいろいろなところが腐食して構造耐力が落ちてきているので建て替えましょうというような話を議会の皆さんともやっているところなのですが、そういった形で一長一短で、鉄筋コンクリートにも、鉄骨にも、それぞれ長所と短所があると理解しております。

そういった中で、総合的に今回、様々な分野で点数が示されて、その合計点の中で、今回、優先交渉権を得た企業のほうに業務の契約をとというような話になっておりますので、今、議員からお話をいただいたＲＣ造だとかＳ造だとかというところは、さらに担当課とともに知見を深めるとともに、今後の公共施設等、特に先ほだちょうど熊懷議員からも御質問がありましたが、木で建てれるものはしっかりと地域材を利用しながらということだと思っておりますが、なかなかそれでは難しい大きな構造物等については、そういったところもしっかり研究をしながら今後の取組に生かしてまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員、3回目。

○議員（5番 組坂 公明君） 3回目でございます。

浮羽中学校はＲＣ造で老朽化が進んでいると、なおさら僕はＳ造になると、それが早くなるのではなかろうかと、鉄が露出した部分、空間がありますから、天井とか、そういったので心配をしているところでございます。

今後、仮にこれが建ったとしたら個別計画で施設管理をされると思うのですが、軽量鉄骨ですので40年で切り替えていくというような計画になるのか、ＲＣ造だったら60年と書かれていますから、そこは今おっしゃった75年というような形になるのか、そこをどうお考えなのかを教えてください、最後の質問とさせていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 今後につきましては、ほかの市営住宅と同様にしっかりと管理をしていきながら、当然、補修等が必要なところがあればしっかりとメンテナンスを行っていきながら、耐久につきましては、データとかの数値等で議員がお示しいただいた法定の数字であったり、今、建設課長が申し述べた技術的なところでの事業者からのお話で出てきた数字であったり、様々な数字が出てきたと思うのですが、もう御承知のとおり、今建っている状態で様々な環境条件等も変わってきて条件が変わってくると思いますので、そういったところをしっかりと見極めながら、他の団地同様にメンテナンスを行って、必要に応じて当然更新をするなり、もうやめるのであれ

ば崩したりということは必要になってくると思います。人口動態も減少傾向にありますので、そういった部分とか、あと高木議員から一般質問でいただいたように入居には比較的所得制限がありますので、高齢者とか単身高齢者とか、そういった方々が多く住まれることが想定されますので、そういったところに対応できるような改修であつたりとか、長寿命化であつたりとか、そういうことも様々、その時々状況に応じながら適正に管理をしていきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。2番、高木議員。

○議員（2番 高木 亜希子君） 2番の高木です。

浮羽町域の市営団地ということで、やはりいろいろなお問合せをいただいておりますので、代わって記録に残る形で御質問させていただくというのが大事だと思いますので、御質問させていただきたいと思います。

まず、項目ごとの公表について、もう少し詳細に教えていただきたいと思います。市民として気になる項目が、維持管理、それと浸水被害への安全確保、これは周辺の住民の方、あそこを結局盛土してというようになると、今まであそこにたまっていたお水が我々のほうに来るのではないかという御心配をされる方も当然いらっしゃるので、浸水被害への安全確保、それと、これは先ほどおっしゃいましたけれども、一般質問でもさせていただきましたけれども、高齢者向け、あるいは恐らく先々、要介護の方とかもその中で出てくると思うのですけれども、そういったところの配慮、工夫、そしてあともう1点が宅地が今回は造成されると思うので、子育て世代にとって生活のしやすいサイズ感となっているのか、特に浮羽の場合は必ずもう共働きで、夫婦ともに大きいサイズの車を使っていたりとかという御家庭が多いので、その辺りを教えていただきたいと思います。

あと、2番目の質問です。当初、6月段階の募集要項では、設計、建設、建設工事監理企業が兼ねることは認めないとされているわけですがけれども、その後、7月の質問回答を経て、7月30日の公表時では、社内の別部署が行うなどメリットと同等以上の品質を担保できる管理体制が確保されている場合は兼務可能となっております。こちらは、今回採択された大和ハウス工業のグループではこういった体制をお取りになるということなののでしょうか、その確認です。よろしくをお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） すみません、御質問4点いただいた形でよろしいですかね。まず1点目としまして浸水の安全確保と、2点目としまして高齢者向けの対応をどうされていますかということと、あと宅地の関係で分譲住宅等に対する子育てがしやすい、車の配置的なものの確保がきちっとできているのか、それと4点目としまして、管理の体制の部分が社内の管理部署等で今回やられるのかという4点の御質問でよろしいですかね。

まず、今回、浸水のほうは、御質問されたとおり、今回のところで浸水対策をやる部分の上で、宅地のかさ上げというのは生じます。宅地のかさ上げですけど、おおむね1メートル程度のかさ上げが出る予定でございます。実際そこにたまっていたものがという形になりますが、いろいろなところで、今、巨瀬川の部分での安全の緊急対策プロジェクトとか、隈上川の改修等々もやっていただいている中でございますので、今がそこで前回のときに大きく浸かったかという形になると、そこまではないかと思っていますので、影響は少ないとは思っております。

実際、今回も浸水の部分で上げた状態で、ほかは分からないのかという形がございまして、上げたときに周りに対して浸水がどのくらいになるとか、そういった目に見える形での対策というのは、今回の事業のほうでやる予定でございますというのが1点でございます。

高齢者向けのものなのですが、一応、建物等は全てバリアフリー型というところで対応する予定でございます。エレベーターとか、ああいったところに乗るときもきちっとできると、段差も少ないような形、また高齢者の方がトイレとかといったところに行くのに対しましても、手すりの設置とか、そういったところは配慮しているところでございます。

3点目の宅地のほうなのですが、今回は子育て世帯がしやすいようにということで、車も十分止められる形は計画はしております。図面で、宅地の平米数でいきますと、おおむね260平米ですね、70坪ぐらいのところの2階建てになりますので、かなりの大きさはあるかと思います。

4点目の社内の管理等々でございますけど、今回、大和ハウスのほうの企業グループとしましては、社内の品質管理のところのグループでやる予定でございます。実際、ここは全国的に展開されているところで、企業のほうとして、同じ企業グループ内であるのですが別部署という形で対応していますので、そこに対する品質とか、安全とか、そういったものは全て確保できるものと思っています。あわせて、そのときの確認というのは市のほうでもやっていくような形を取っていますので、ダブルチェックになるような形は取りたいと思っています。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木 亜希子君） そうしましたら、お聞きしていたところで、再度お尋ねしたいと思います。

管理体制の部分でお話を伺ったのが、やはり工事監理は別のほうがいいのではないだろうかというお話を伺いました。11月に朝日新聞、日経、それとNHKのほうでも報道されておりますけれども、大和ハウス工業のほうで設計・施工された静岡のほうの物件、こちらのほうで完成した1年後に施工ミスが発覚というような報道がされておりました。これは施主の企業のほうも正式に発表されていた事案になりますので、恐らく建設業界の中ではかなりインパクトのある事案

なのかなと思っております。これも踏まえて恐らく審査も通過されているのだとは思いうのですけれども、やっぱり客観性というところは市民としてはすごく求めたいところなので、そこをどういうように審査されたのか、判断されたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 把握していますか。建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 審査の件の御質問でございます。今回審査する際に、もともと要件のときにそこは認めるという形にしておりますので、その内容について細かく審査したわけではございません。ただ、一般的に言われるように、同じ会社が同じところをチェックされるということになりますと内部で付度が働くのではないかとということがございますが、そういったことがないような形で、市役所のほうとしても、要所、要所を確認していきたいと思います。言われたとおり大和ハウス工業がというところになっていきますので、なおさらそういうことがあっていところでございますので、二度とないような形で対応していただけたらと思っていますので、市役所も一緒に合わせて確認していく次第でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 以前は、なるべく公共事業にはうきは産材、木材を使っていこうということでやっていましたが、今はもうがらっと変わって、こういう団地づくりになりましたが、先ほど熊懷議員のほうから木材についてはいろいろありました。先ほど市長の説明では、これはもう木造には適しないということでした。それで、木造に適するように2階建てか平家か、用地は十分あります。そういう発想にはならんじゃったのかと思いますので、その点を一つお願いします。

それと、もう一つは、この大和ハウス工業は大手メーカーですね。それと、もう一つは、うきは市内の各事業者が連合体というか、ベンチャーを組んで、結局入札になったと思いますが、この大和ハウス工業はもちろん市外ですので関係ないと思いますが、うきは市内の業者には消防団員あたりも出してもらっております。それで、以前の入札には、こういった点が加点されて入札が行われとったというように私は記憶していますが、もう今は全くそういうとはないとですか。もうプロポーザルといったら、もう何も関係ないで、ぼんと向こう任せにやると、こっちは何もせんでいいと、審査だけしとけばいいということですか。そういった市内業者は税金も納めています、うきは市に。それで市内業者が幾らもうかってもらっても税金を払ってもらえばいいことですので、そういったことを含めて、私は、あれだけ、7社ですか、6社ですか、市内もベンチャーを組んだらとは。なかなかうきは市でこれだけの大型事業というとはめったにないですよ。それで、ぜひとも市内業者の育成のためにも、災害が起きたときは市内業者に頼らんと、あとはよそから来んですよね、なかなか。そういった点も考慮して、業者の育成を兼ねて、そういったことでやってもらいたかったと思いますが、いかがですか、私の考えは。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 幾つか御質問いただきましたが、消防団員の件は、この後、企画財政課長に答弁をさせますが、まず平家とか2階建てで木造にできるような対応ができなかったのかということですが、御承知のとおり、西隈上団地に今お住まいになられている方々がいらっしゃいます。そういった方々が今度の集合住宅のほうに入られるというような想定であります。そういった皆さんの現在の戸数といった部分でありますとか、あと、今回居住していただく方を増やす、促進するために余剰地で分譲住宅地を造成するということになっておりますので、その用地の確保といったことを踏まえて総合的に勘案した中で、今回3階建ての集合住宅を2棟建てるのが好ましいというような判断に至ったものだとは認識しておりますので、経過はそういった経過であると思っております。

木材、林業といったことの産業の育成については、先ほど熊懷議員にお答えした内容どおりでございますので、今後の様々な事業等には十二分に勘案していきたいと考えております。

2点目の代表企業である大和ハウス株式会社九州支社を代表とする企業グループと次点候補が地元の建設事業者を代表とする企業グループということで、議案第43号にも記載しておりますとおり、構成企業の中にうきは市に会社を置く事業者も入っておりますので、一昨日、佐藤裕宣議員の一般質問だったと思いますが、佐藤裕宣議員もおっしゃっていましたが、私のほうからも説明いたしましたけれども、大和ハウスが代表の部分も市内外の大企業グループでございますし、次点の事業者も市外に本社をお持ちの会社も入っておりますので、市内外の事業者グループということで御説明をさせていただいたところでございます。

伊藤議員がおっしゃられる地域については、先ほど副市長も答弁させていただいたとおり、やっぱり地域にお金がしっかりと循環するということは大変重要なことだと考えております。一方で、こうした入札等は、様々な条件でどなたでも参入できて厳正な審査がされるという公正公平の担保が一つと、もう一つは、事業規模等に応じて、例えば、これぐらい大きな事業があるけれども事業能力としてはこれぐらいしかやり切らん会社が取ってしまったら事業がうまく遂行できないとかという、事業のそういったできるかどうかという実現力的な部分も当然加味されるべきだと思っておりますので、そういったことを総合的に判断したのが今回のプロポーザルの審査の内容だったと理解しております。

先ほど高木議員からあったような、例えば高齢者向けにどうだろうかとか、若い世帯が戸建てを建てるときに駐車場はどうだろうかというようなところは、両方の提案書を拝見したのですが、どちらも非常にそういったこともしっかりと考慮された内容での御提案だったと思っております。ですので、点差も僅差ということはもう皆さん御承知だと思いますが、逆に言えば、どちらが取ってもおかしくなかったのではないかなというような内容だったと私自身も思っているところであ

ります。

ですので、今回のこの結果で、本当に地元の事業者がしっかりと企業共同体、ジョイントベンチャーを組んで事業に取り組まれば、それなりの大きな事業とか、仕事とかも今後はしっかりやっていけるんじゃないかというような期待感を持っております。ですので、佐藤裕宣議員の一般質問にお答えした、それから高木亜希子議員の質問でお答えしたとおり、今後そういった地元産業の育成という意味では、こういった公募型プロポーザルで、いわゆる大手の事業者とか、市外の事業者、または実力を持った事業者とかと対抗するときはどういったことが必要なのかというような勉強会をやったりとか、そういったことは市でも何か取り組めると思っていますので、そういうことであるとか、あと地元がしっかりできるということが分かれば、地元に対する貢献度みたいなのところの、例えば配点基準を見直したりとか、そういったことは今後やっていけると思っていますので、今回のこのプロポーザルの結果をしっかりと踏まえて、今後の公共事業の在り方については、今回、複数の議員からも一般質問等もいただいておりますので、しっかりと考えて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 企画財政課の高瀬でございます。

伊藤議員の御質問の中に、消防団員がその企業内にいれば入札条件の中で加点があるのではないかというような御質問をいただきました。現在のところ、市の入札制度におきましてはそのようなところはございませんけれども、県のほうで、そういった消防団員についての加点はあるというところは聞いております。

議員がいろいろ御質問される中で地元企業への対応といいますか、そういったところでの御懸念というところもあろうかと思えます。市の一般的な競争入札、それから指名入札につきまして、競争入札につきましていろいろな条件を付しているのですけれども、その中で市内に本店を有する企業だとか、営業所を有する企業がこの事業の入札要件にしたりだとか、あと指名競争入札につきましても、できるだけ市内で活動されております企業のほうを優先的に指名をするような形で入札の条件として、そういったのはさせていただきます。もちろん前提にあるのは、公明公正に入札が行われるというのが条件にはございますけれども、その範囲の中でいろいろな地元企業に対しての条件というのはつけさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 市長の言いよることは分らんことはないですよ。ただ、あなたがここに座とったなら、どういった意見を言うじゃろうかというのを考えよりました。多分、私と似たような意見を言うんじゃないだろうかと、そっちに座ったけんで、そっち側の意見を

今聞かせてもらいましたが。

これからの公共事業はという言葉が出ましたが、これからこれだけ大きな公共事業はなかなか出てこんとじゃなからうかと。それから、今、地元の建築業者も一戸建て住宅を物すごい建てるのが減ったと、いろいろな資材の値上がりとか、人件費の値上がりとかがいろいろあって、もろもろ、それで多分かなり苦労しとるんじゃないからうかと。こういったときに、もうこれだけの思い切ったベンチャーを組んで、もうやってやろうかというなら大体そっちを、これが物すごい差があったなら、もうそれは私も何も言いませんけど、そういった先ほどの消防団員の加点とか、いろいろな優遇というか、地元育成を兼ねた点でやってほしかったなと思いますが、いかがですか、もう一度。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 1回目の質問と内容がかなり重複する部分があったかと思いますが、元議員ですから、そっちに座っていたこともあります、そちらに座っていても、こちらに座っていても内容をしっかりと吟味をしながら判断はしていったのではないかと思います。

ただ、伊藤議員がおっしゃられるように伊藤議員がしっかりとこの地域の経済循環をしていきたいとか、地域の産業を育成していきたいと思うところは同じ考えじゃないかというようにおっしゃっていただいたと思いますが、その考えは一緒でございます。ですので、先ほども申し上げましたとおり、やはり今、企画財政課長も申し上げましたが、契約の選定とか入札等に関しては公正公平に行われること、また審査の結果が僅差でも優劣がつくというのが審査でございますので、その結果は厳粛に受け止めなければならないとも考えております。

一方で、先ほども答弁させていただいたとおり、地元の事業者がしっかりとJVを組んでやれば、素晴らしい提案ができるということもしっかり分かりましたので、今後はそういったところをさらに生かしていけるような、市としても先ほど申し上げたような様々な対策を打ちながら取組を進めていかねばならないと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 言葉が通じてなかったと思いますが、今現在、地元の業者も苦労しておる業者がおるんじゃないからうかと思います。それで、この事業をかなり当てにして、やっぱりあれだけの数の業者がベンチャーを組んだと私は思っておりますので、その辺、今後はもうぜひともやっていただきたいと思います。ところが、今ですよ、今回の分ですよ。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 先ほども申し上げたとおりでプロポーザルの選定の様々な審査の中で出た点数ですので、そこは厳粛に受け止めないといけないと思っておりますし、もう一点、こちらの資料も御覧いただいておりますのとおり、優先交渉権を得た事業者の中にも市内の事業者が入

っておりますので、じゃあこの事業者の仕事を奪っていいのかというところになるのかなというように思いもございます。とにもかくにも、どちらも市内外の事業者が入った今回はジョイントベンチャーの企業グループの2者によるプロポーザルの審査があったということで、お示しをしている点数で優先交渉権を得た事業者の御提案、これで契約を進めさせていただいていいかという、今回この議案第43号でございますので、皆様の御審議をお願いしたいというところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） ほかに。3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 3番、高松です。

何と申しましょうか、今さら何を言い出すのかと思われる方もいるかもしれませんが、初日の一般質問で佐藤裕宣議員が最後に質問されて、ネット上のニュースのことを触れられて、その点は市長がきちんとチェックされて、そこは大丈夫ですというような答弁だったと思います。

私も、その後、知りましたので、ファクトチェックしようとしたのですが、怪しいとも言い切れないし、そのネット上の情報が正しいとも言い切れない、そういう状態で市民の方とか、市内外の方、いろいろな方からうきは市議会はきちんとそこをチェックしてくれよというようなことがありましたので、ここは申し上げないわけにはいかなくなってしまいまして、僅差での大和ハウスを中心にしたグループのほうにいったということで、そこも非常に皆さん関心が高いところで、私としてもぜひすっきりして、これに賛成したいなと思いますので、もう少し、その辺チェックされたことがありましたら、この場でお話いただけると、もう本当にすっきり賛成できるんだがなと思って、ちょっと申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） まず、今回の内容につきまして、手法に関するものに対しましては私のほうから御回答させていただきまして、情報漏えいの疑いというところに関しましては、市長公室長から御回答するような形にします。

まず、手法についてでございます。PFI事業に関わる評価方法としましては、内閣府において審査委員会の審査の効率化、実効性の確保というのが求められておるところでございます。今回参考にさせていただいた福岡市のガイドブックというところなのですが、実際ホームページ等見られてみると、福岡市のガイドブックということでPFIの関連について記載されております。それを参考にして、評価方法には一般的な手順として、まず事業者のプレゼン、質疑応答に先立って、委員会による提案書面を基にした仮採点を行う手順となっております。その後、事業者のプレゼン、質疑応答を踏まえた採点を行うことになっていきます。実際、福岡市の資料を後で調べていただくと助かるのですが、ページの66ページのほうに記載しております。

また、提案資料のほうなのですが、すみません、提案資料はこれだけの資料になります。こ

れだけのものを1日で来られて中身を見られるということは不可能という形になります。実際、この提案内容を詳細に確認していただくためには、十分な時間的な猶予を持って審査できるよう、学識経験者の方には持ち帰り審査をお願いしております。この手法は、他市にも確認した結果、今回うきは市と同様の形で、うきは市だけがやっているものではございません。当然ながら当方で審査員の方々には守秘義務は、もうその部分をお願いはしておりますので、そういったところでございます。

また、御指摘のとおり、ネットニュース等でおかしいのではないかと記載された仮採点とか、書き換えについてですが、先ほども御説明いたしましたけど、一旦、仮採点したものをプレゼン後に書き換わるというのはおかしいことではないとは思っております。まず、仮採点した部分で評価をされます。その後、プレゼンして、審査委員会の中でも審査に出しますので、そこで評価のやり方とか基準が個人によってばらつきがあったらいけませんので、そこは、ある程度、標準化したところで評価して出しますので、仮採点をやったときに資料だけ見たものとプレゼンを聞いて審査委員会の中でもまれるときには、やっぱり評価は変わってくるものでございます。

仮採点とか本採点、最終的な点数でございますが、ネット等のニュースにも記載してあると思うのですが、そこで評価点が、中身は書いてないかと思うのですが、例えば大和ハウスが地元が変わったとか、そういったところは、もともと地元が勝っていたのに大和ハウスに切り替わったとか、そういったようなところになれば、それは意図的な、恣意的なものではないかというのは言われるとおりでございますが、今回そういうものはございません。仮採点も本採点も、結果としては優先交渉権を取ったところが勝っております。

また、ガイドブックのほうで29ページに書いてあるのですが、事務局における情報漏えいの徹底の管理ということがございます。このため、市としましては審査段階で応募者が特定できないように、ちょっと分かりづらいかもしれないのですが、こちらに事業者の名前はもう書いていないです。中身の資料も何も書いていません。一応、提案者2者で、「かき」「ぶどう」という形の表記でこの資料をつくっておりますので、これから出るというところはございません。仮名としてで対応しています。

また、あと仮採点のデータのメールのやり取りというところも書いてあったのですが、こちらでございまして、コンサルタント検討委員会、庁舎外の関係者とメールを電子ファイルでやり取りする際はファイルにパスワードを設定してやり取りすることということも、記載のとおり、ガイドブックの中に書いてありますので、何らおかしいことをやっているものではございません。

今回、PFI審査の手順のところなのですが、やり方についておかしいものは何もなかったというところで思っております。ネットニュース等でいろいろなことが書いてあるので、このたび市としましては弁護士にも相談いたしまして、市のほうには瑕疵はないという確認はいただ

いているところでございます。

情報漏えいの疑いというのはネットニュース等がございましたので、こちら公室長のほうから御回答いたします。

○議長（江藤 芳光君） 吉松市長公室長。

○市長公室長（吉松 浩君） 続きまして、情報漏えいの疑いについての対応を私のほうでしておりますので、報告させていただきます。

まずは、さかのぼりますこと、本年1月6日の全員協議会におきまして、西隈上団地の整備事業に関する優先交渉者の決定について建設課より報告をしております。その際の議員の皆さんとの質疑の中で、当時、情報公開がなされる前の段階で、あたかも提案書の内容が御存じかのような、なかったのかもしれませんが、御質問をいただいた経緯がございます。その時点で、私どもは、もしや私どもの職員の中から情報が漏れたのではないかと心配いたしまして、市長の恩命を受けまして、市役所内部の、審査員を含め、この審査に関わった人間、合計10名に聞き取りをしております。対象者としましては、審査員、それから事務局である建設課の職員、それから書類を保管しました会計課の職員等でございます。

その結果、書類については事業者のほうから提出された時点で建設課の職員が受け取り、直ちに会計課の金庫で保管しております。金庫内には許可なくほかの課の職員が入室することができず、また審査員が審査する場合は、その都度、建設課の職員が会計課から書類を持ち出して、その審査員のほうに直接手渡しをするといった形で管理しておりました。対象者全員に聞き取りをしましたところ、それぞれの証言にそごや矛盾がなく、全ての職員が適切に情報を管理していたことを確認しております。

その後、建設課長からもございました、あるネットニュースにつきまして、業務提案書を外部に1か月の間、持ち出しているのは問題ではないかといった趣旨の記事が掲載されましたので、念のため、外部の審査委員でありました大学教授及び助教の先生にも聞き取りを行ったところでございます。当然ながら今回の審査に関しまして、事務局のほうからは審査員の皆さんに対し、審査委員会の中で守秘義務の徹底をお願いしているところでございます。先生方も様々な、ほかの自治体でもそういった審査を行っていらっしゃる経緯もありますので、守秘義務の意識は十分にお持ちでいらっしゃいました。情報についても適切に管理されていることを聞き取ったところでございます。

先ほど建設課長のほうからもありましたが、ほかにPFIを行っている自治体に聞き取りをしましたところ、先ほど示しておりますが、非常に膨大な量である提案書を外部の審査委員が外部に持ち出すことは守秘義務の徹底を前提として通常行われていることでありまして、何ら特別ではないということも確認しております。

以上のような結果、今回の業者選定業務については、市については全く何ら手続に瑕疵がないというところも確認した上で、今回、議案第43号ということで御提案、上程させていただいているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 説明は、今、建設課長と市長公室長からさせていただきました。

そのような皆様も御不安になるような内容の情報等も出てまいりましたので、対応については先ほど申し上げたような対応をさせていただいたところですが、今後について高木議員からも何らかの指針等をつくったらどうかというような御提案を、今回、一般質問でいただいておりますので、今回のことを全て、また庁舎内でしっかりと分析しながら、こういったPFIであるとか、あとテーマ別の提案事業であるとか、そういったものに関しては福岡市がしっかりとした指針をお持ちですので、そういったものを参考にしながら本市も指針について策定したいという思いでおりますので、そういった形で取り組ませていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 詳細な説明ありがとうございました。私にとってよく分からなかった部分もはっきりしましたし、それから市内外の方からの懸念も、これで相当払拭できたんじゃないかなと思います。それでも疑う方はそれなりにおいでだと思いますけど、それに対しては、もうこれだけきちんとしてますから大丈夫ですよということを私から申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） よろしいですね。ほかに。6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 先ほどのやり取りを聞いていて、ちょっと関係あるかどうかも分からないのですけれども、私は、先日の一般質問で審査の前に説明が必要じゃないかと、市民の皆さんや議会に対して説明が必要じゃないかということを申しておりました。今聞いていたら、しっかりと説明を用意していたような、そんな感じも受けます。特に公室長の先ほどの答弁ですね、それをなぜ高松議員の質問の前にやらなかったのか、その点について、お伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 昨日の佐藤議員からの御指摘で、議員の皆さんに何らかの説明をしたらどうかということで何か用意していたという話ですが、当然、我々は先ほどの経過で、疑念を持たれるようなことがあったら都度調査をするということをやっていたので、その結果を今お話しただけなのですが、昨日の御指摘をいただいて、昨日、別の件で全員協議会をやられるということでしたので、そこで御説明をさせていただきたいと、まさに今の内容そのままをだったのですが、議長とも御相談をした中で、この議場の中で第43号議案の中で取り上げる際にどなた

かから御質問があれば御説明をと、この議案審議の前にそういうようなお話をするよりも、この場でというような議長の取り計らいでございましたので、今日このような形で高松議員から御質問いただいたので御説明をさせていただいた次第でございます。

○議長（江藤 芳光君） 6 番、佐藤議員。

○議員（6 番 佐藤 裕宣君） 先ほど、このファクトチェックの話を市長がああタイミングでされたのはなぜかというところもちょっと考えておりました。

この件について私が質問したのは、議長の許可も得ていましたので何も問題はないと思いますし、また、この件について議場での議員の発言が制限されることがあってはいけないということ为先ほどの市長の説明で思いましたので、そのことはお伝えしておきたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 発言を制限することはありません。ファクトチェックというのは、真実かどうかをきちんとチェックして御発言をいただきたいということ、これはもう至極当然のこととて、議会の議員の皆さんも神聖な議場でやっぱり間違っただけのことはいかんということを常日頃からおっしゃっているのと同じように、やっぱりここはきちんと情報を精査された正しいことを議員の皆さんも、執行部側も議論をする場ですので、決してその発言を制するようなことはございません。一つ一つの発言に責任を持って、そして内容を精査していただいて御発言いただければ何も制するものではございませんので、そこだけは今の議員の発言でございましたので私からも申し上げたいと思っていますし、タイミングがとおっしゃられましたが、私も今日の議会が始まるまで竹永議員の先日の一般質問の修正は伺っておりませんでしたので、議会での取扱いですので、それを聞いて、これはファクトチェックとデジタルリテラシーのお話はぜひ、これは管理職側も含めてやっておくべきだろうということを考えましたので、御休憩をいただいた際に、休憩が明けてからのタイミングで資料も用意する時間がありましたのでさせていただいたところでございますので、決して他意等もございませんので、それだけは御理解いただければと思います。

○議長（江藤 芳光君） 6 番、佐藤議員。

○議員（6 番 佐藤 裕宣君） 市長のお考えはよく分かりました。子供じゃないので、そこら辺のことは私たちも十分承知をして議員を務めておるということを申し上げておきます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 皆様に確認します。12 時が過ぎました。この件について最後までやるということで皆さんよろしければ続行しますが、よろしいですか。

〔発言する者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、1 時 15 分まで昼休みとします。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 暫時休憩します。

午後 0 時 03 分休憩

午後 1 時 15 分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

それでは、日程第 19、議案第 43 号事業契約の締結についての質疑を再開します。

質疑のある方は、10 番、中野議員。

○議員（10 番 中野 義信君） 10 番、中野でございます。

多くの方が一応この事業につきまして意見が出ておりましたが、今回の議会の中でも議員の中から一般質問の中でも、いろいろ西隈上団地の事業につきましては質問等が出ておりました。今回、PFI 方式につきまして、事務局からのせんだっての説明があってございましたけれども、新しい方式でやられるということですから、一部には変わった方式でまたやるなと考えておりましたけれども、その中で、特にるり色ふるさと館、あのときのことを私も思い出したですけれども、その中でやっぱり地元業者か、地元以外の業者かというような話がいろいろあってございましたけれども、結果的にはあのときには地元の業者で組んでから、そちらのほうが落札されたというようなことで思っておるわけでございます。

それで、私は建築関係の内容を詳しく知る者じゃないですけれども、やっぱり地元の建築業者からいろいろ話を聞いておきますと、午前中の中で鉄骨部分の関係がいろいろ話が出ておりましたので私もそういったことを聞いてみようかなと思いましたが、その話につきましては、もうそれで内容点については聞いておりますので、軽量鉄骨の関係、それから RC の関係が基本的になかなか違うわけですから、その中で耐久性の問題も出ておりました。それで、そういった面をいろいろ話を聞きますと、今後やっぱり考えていかなければならないというのは、議会も地元の関係と配点の方法といいますか、そこら辺のところをはっきりしとかないかん面があるんじゃないかなと思うわけでございます。

地元の方も、地元で企業グループをつくりまして、一生懸命この事業について参入されるということで頑張っていたんじゃないかなと思います。といいますのは、今出ておりますように 19 億 1,400 万円ですか、その中で地元企業の出した金額とあまり変わらなかったというようなことで聞いております。ですから、やっぱり私もから見ますと、もちろん工事費については安くせないかんですけれども、やっぱり地元の業者も大変困っておりますので、そういったことを考えますと、地元の業者の対応についても今後しっかりと考えていかなければならないと思います。やっぱり地元の業者を育成するということも市のほうもやらなきゃならない問題だと

思いますので、今回は一応もうそういうように決まっておりますから、その決まったことをどうのこうの言うわけじゃないですけども、地元の企業のことも配点の中で考慮いただきますように努めてやっていただきたいというようなことで考えてもらいたいと思うわけでございます。

そういったことで、できるだけ地元の業者も育てるということも大事でございますので、もうその内容等については申し上げないと思いますので、あと、市長のほうで今回の件につきまして特に考えておること、今後のことも含めましてありましたら一言お願いをしたいなと思いますので、今後につきましてもどういうように地元の業者との協議といいますか、あれにつきまして考慮いただいたらどうかと思いますので、そこら辺のところにつきましてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま中野議員から御質問いただいた件でございますが、午前中、各議員の皆さんにお答えした内容と重複しますので同じ回答になるかもしれませんが、おっしゃっていただいたように地元企業の育成でありますとか、活用ということは非常に重要なことだという認識は十二分に持っております。一方で、もう議員がそこを問うわけではないかということで御承知のとおり、公正公明な審査の結果で点数が出ているということも一定配慮しないといけないという思いがございます。

議員は今後についてということでおっしゃっていただきましたので、今後につきましては、午前中の議員、また昨日、高木亜希子議員や佐藤裕宣議員から御質問いただいたときにお答えしましたが、本当に地元企業の育成という意味では、議員もおっしゃられた新しい手法としてPFI方式であるとか、あとはテーマ型の提案型の方式だとかが新しく入ってきておりますので、そういったものに対して、午前中答弁しましたように、まず一定の何かしらの市の方針というものも持つべきだと思っていますし、今回も採点の中で、地元企業であるとか、あと地元の経済に対してしっかりできるかというような項目もございます。そこでも当然点差はつくわけでありまして、そういったところを採点の在り方だとか、審査については、昨日、高木亜希子議員から御提案があったように、例えば高齢者福祉向けの住宅の要素が強いということであれば福祉的な知見を持った方を審査に入れるとか、また、今回構造とかについては当然その専門ということで大学の先生方にお入りいただいているのですが、もっと違った知見とかから審査委員を選んだり、増やしたりできないかとかいうようなことは考えていきたいと思っています。

地元企業育成というところでは、午前中答弁したように、やっぱり地元の事業者を対象として、そういった新しい提案型とかPFIとかに対する、こういったところを強化したらどうかとか、こういった勉強、こういった技術等を研究したらどうかというような勉強会とか、講習会みたいなものは今後検討して、できれば実施していきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） そういったことで、特に地元の業者の方からいろいろ話を聞きますと、先ほど言いましたように軽量鉄骨とRCの関係、やっぱりそこら辺がどうも私も納得ができてなかったわけですが、午前中の中でいろいろ話を聞かせていただきました。いずれにいたしましても、しっかりと今後についても地元企業の育成というようなことをやっぱり頭に置いていただいて、配点の中でも十分考えていただいて取り組みますようお願いを申し上げます、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 大きく、1点、2点お尋ねしたいと思います。

地元の企業の育成については、もうるる述べられましたので、ぜひお願いしたいということを前提にし、先ほど多分、課長のほうから、いろいろなインターネット上の情報で弁護士に相談しても市の瑕疵はないとのことだったということで、どのようなことかな、前段ということですので、その確認をお願いしたいと思います。

それからもう一点が、市のガイドブックの66ページとか20ページとかも書いていたら分からなかったもので、2つ言われたページのガイドブックの内容を確認させていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 2点御質問いただきまして、弁護士にどのような相談をされたのかということと、先ほどの答弁のページ数をという形でございます。

まず、弁護士への相談でございますが、今回ネット等でいろいろな記事が出ております。そういった手法の中で、私どもがやっていたところに対して問題がないかという確認をさせていただいております。

2点目のページ数でございますが、ちょっとお待ちください。ガイドブックの、まず66ページというのが委員会の部分のところで言います仮採点というのがまずどうように書いてあるのかというところで、ネット等で書いてあったのは仮採点されるのがおかしいとありまして、福岡市のガイドブックに対しましては66ページに仮採点の方法、本採点の方法というフローチャートがございます。そちらのほうのところでございます。

もう一点、ガイドブック29ページというところでお話しさせていただいたのですが、そちらにつきましては情報管理のやり方というか、情報等について管理義務の徹底というところで記載されておるのでお話ししたところです。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（８番 竹永 茂美君） すみません、私の質問が悪かったのかかもしれませんが、弁護士の相談内容はネット上の云々かんぬんで終わっていて、もう少しどのようなことを相談されて、弁護士はトータル的に瑕疵がないということだったのか、幾つか、１点、２点、３点が仮にあるとするなら、それぞれについての瑕疵がないということだったのでしょうか。

それから６６ページと２９ページは、もう少し、その後の詳しい内容を教えていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長。

○市長公室長（吉松 浩君） １点目の再質問についてでございます。あるネット記事の中で、いろいろな様々な疑惑があるというようなお話がございました。取り立てて、一つ一つ全てをつぶさに挙げることは避けさせていただきたいところでございますが、今回のＰＦＩの一連の審査の流れについて、法的な瑕疵がないというところを確認したということでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 先ほどの６６ページと２９ページの件でございますが、内容的に、今、お手元に資料を持たれていないので説明がしづらいのですが、６６ページに対しましてはフローチャートが書いてありまして、その中で仮採点をやりまして本採点というところを記載してあるところでございます。

それと２９ページでございます。２９ページに書いてあるのが事業検討委員会の運営に関する留意事項というところで、事務局における情報管理の徹底についてというところで、途中ございましたメールの関係、ネット等ではメールでやり取りするとかはあり得ないとかが書いてあったのですが、こちらの中ではセキュリティをきちっと管理してやるという形ですね。あと、事業者から出てきた部分の、先ほどこのくらい資料がございましてというところの資料のところなのですが、鍵付のキャビネット等に厳重に保管することとか、そういったものが書いてある次第でございます。よろしいですか。

○議長（江藤 芳光君） もうよかですよ。ホームページを開いて見ながら質問してもらわんと意味がつながらんでしょう。

ほかに。９番、岩淵議員。

○議員（９番 岩淵 和明君） 改めて議会としてはどう判断するかというところを確認のため、質問させていただきます。

ホームページに上がっている採点表のことでお尋ねしたいなと思います。技術点８０点と価格点が２０点ということで全体で１００点ということの設定の中で、先ほど幾つかの質問に対してお答えいただいて、今回の西隈上団地については、地元の問題と、それから環境に対する取組と

いうことであつたというように思っています。そういう意味では、2つありますけれども、1つは地元企業への貢献に関する提案ということが2項目にありまして、これが採点の中では8.0点ということになっていますね。これは全体の点数の10%ということになるわけです。そもそも、うきは市は地域循環率がそんなによくない、どちらかというとな数年よりちょっと下がってきているという傾向が強い。しかも、こういう建設関係のところが非常に企業数としても多いところでもあるということだと思います。そういう点で8.0点と設定した、全体の8対2という中での地元への貢献に対する提案ということで8.0点としている理由をお尋ねいたしたいなと。

それから、もう一つ、環境に関する点でいうと、この物件はそういう建て方をしていくのだということなのですから、実は8項目に環境に対する提案ということですから、これは実は2.0点しかないのです。ほかのところにZEH関連の話だとか、あるいは10番目の分譲住宅、これはまた別に造るための土地の整備という関係だろうと思うのですけれども、そういったところにちりばめているのですけれども、これが2.0点というのはどういうことだったのかという、この配点の基準の在り方についてどうなのかという確認をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 御質問いただきました8.0点、地元の部分というところでございます。一般的などろでいきますと、地元に対する割合というのはおおむね10%程度でされているところが10%から20%程度だったと思います。その中で今回10%程度というところでさせていただいて、実際評価も8点に對しまして地元企業のところに対しては7.6点ということで、ほぼ満点に近いような状態になっておる次第です。相手方としましては、市内、市外の状況なわけですが、割合がございまして3.2点というところで、今回、全体的建て替えというところだけでは決めておりませんので、その部分の配点の中で、おおむねそういったところが妥当ではないかというところで配点したところでございます。

そのほか、環境がなぜ2点なのかというところでございます。環境の部分につきましては、環境の中に入りますと、環境負荷の軽減や排気量、ごみ削減やリサイクル先などの環境共存への配慮という形で、全体的に何を何点にしたのかというところの細かいところは、ある程度考えながらやっているのですが、2点だからというところで、そこが悪いという評価では思っていない次第でございます。

実際、ここの点数を今後どういうようにやるべきものなのか、明確にするべきものなのかというところは、今後策定するマニュアルとか、いろいろなところの中で詳細なところを考えていきたいと思ひます。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 採点の中身で環境の部分を御質問いただきましたので私から補足になりますが、採点の基準とかはもう公表されているかと思いますが、その中で環境に特化したところは2点だったと思うのですが、そのほかの項目で、今回、脱炭素先行地域の補助等も活用させていただく事業になっていますので、例えば広場とか、シェアスペースとか、分譲住宅が建つであろう分譲地とか、そういったところに対してZEB化とか、ZEH-M化とか、そういった環境に配慮したところがあるかというようなのも項目の中に入っていますので、この計画全体を総じての環境というところで2点という点数なのですが、それぞれの項目の中で恐らく通常よりかは少し厳しいというか、特化したような環境に対する採点基準的なものもあるのかなと見ておりますので、この2点だけが必ずしも環境に関する部分ではないというような感覚でよろしいかと思っています。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 一番最初に聞くべきことだったと思うのですが、この採点を決めたのはどの時点で、どういようにどこで決めたのかというのを確認したいなというのがあったのと、今、1番目に質問した趣旨は、この配点の、例えば2番目の地元企業への提案ということで、これが例えば8.0点ではなくて12.0点とかということであつたら全体的に変わってくるという可能性が実を言うにあつたような気がするのですよね。それは、結果、どういように採点になるかは分からないのですけれども、ただ西隈上団地を造るという意味でいうと、この配点の在り方が正しかったのかどうかというところが何かもう一つ、今いろいろな疑念を出されたりなんかして、あるいは質問されたりなんかしているのだけど、確かにこれはホームページでアップされてオープンにしているという前提に立つわけですが、その辺の説明がやっぱりもうちょっと必要なのかなというのは思っているのですね。そういう意味では、今回、こういう議案で提案いただいておりますので、最終的にはこの範囲内で判断するしかないのですけれども、ただ幾つかお答えいただいていると思うのですけれども、今回のこういうやり方の中でもっと分かりやすいものというか、皆さんに合意がいただけるような中身というのをもさらに構築していく中身かなということも含めて改めてお尋ねしたわけでありまして。そういう意味では、今言いましたように、配点の基準をつくったときは、どこでどういようにつくったのかということとを改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 今回、この配点を作成している時点は、4月の公告段階のときにはもうできておる状態でございます。実際、こちらの分のPFI事業というのは、以前よりPFIの可能性調査等々をやっていただくところで業者のほうで検討していただいて、その検討された

ところのいろいろな実績等を配慮して、今回の点数というところに行き着き、4月の段階では、それを決めている次第でございます。

○議長（江藤 芳光君） いいですか。ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第43号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

それでは、これより討論を行います。討論はございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 私は、反対の立場から討論させていただきます。

午前中、質問に対して真摯にお答えいただき、ありがとうございました。

なかなかやっぱり軽量鉄骨とRC造のところが私が住む家だったらと考えると、それをましてや税金を使ってするととなると、やっぱり安全、耐久性が担保されなければならないと、そういったところで質問をさせていただきましたけど、十分、担当課長のほうにも御答弁いただいたのは分かります。

ただ、基準に適合しているということで、RCと鉄骨の比較に対するお答えはいただけなかったというのが1点、どうしてもを払拭できないところがあり、今回の計画にありましては軽量鉄骨ということが私には納得できないところで反対をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、賛成討論のある方はいらっしゃいませんか。7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 7番、野鶴です。賛成する立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、午前中から皆さん方のいろいろな質疑を聞かせていただきました。その中で、まずもって、この西隈上団地、この分についてはPFI事業を推進すると、これは執行部が勝手に今回この手法を取り入れたわけではございませんで、当然議会にも説明があつて、私たち議員という立場の中において議会の中でもこの事業を推進していくということをまず承認している、議会で議決しているということを、もう一回、皆さん方は確認していただきたいと思います。

その中において、午前中からずっとその手続上に問題があったのではないかなというような、例えばそういった質問から、いろいろな質問がなされております。私が今回の契約を議会のほうで否決する、そのために考えられる理由としては、例えば今回取った業者において何らかの疑惑と

か、いろいろな問題が生じた場合は、当然、議会でも否決ができるかと思います。それとか、手続上において、どうもこの手続のやり方が間違っているということがはっきりしておけば、議会としても今回この契約に対する否決ということもできるかと思いますが、今日ずっと説明している中で、そういったことは一切ないということを執行部のほうはきちんと説明しております。その中において、なぜ、例えば契約金額が異常に高くなったとか、そういう理由もなしにこの問題を否決できるのかなど。要するに、逆に言えば、じゃあ今回、第一優先権者、こちらのほうから何で議会は否決したのですかと聞かれたときに反対された議員はこれをきちんと説明できるのかと、自分がその説明責任を果たせるのかと思っております。

そういった意味において、今日もうこの問題について2時間以上議論しておりますけど、私としては何ら執行部において瑕疵がなかったということを踏まえ、そしてこのPFI事業においては私たちも一緒になって推進すると、西隈上団地において初めてこういったことを試みるという状況の中にありますので、それをきちんとやるということに対して賛成いたします。

○議長（江藤 芳光君） 次に、反対討論のある方は。13番、熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） 自分で聞かれたら説明できると思って反対します。

今後いろいろ考えていただいていることは私も分かっております。でも、今後、強い意識を持ってもらうためにも、今回、反対させていただきます。

1つ目がうきは市の基幹産業は林業であるのに木材等の使用があまりにも少ないこと、物価高騰により困っている地元木材関係者の製材所、工務店、大工さんたちに対しての配慮が少ないこと、市税等は本社のあるところに行くことなど、以上3点について反対します。

○議長（江藤 芳光君） 次に、賛成討論のある方。6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 賛成の立場から討論させていただきます。

今回のこの議案に対して、私も、それこそついさっきまでどうしようかというように思っておりました。昨日の夜もあまり寝ておりませんし、先ほどの昼休みも昼食も取っておりません。それほど悩みに悩んだということでございます。

それはなぜかという、一般質問でも申し上げたように、やはり地元の業者を守り育てていくという観点から、自分の中でそこを消化できなかったところが本音でございます。ただ、今さっき野鶴議員が言われたように、この西隈上団地に関してはPFI、これは私たち議員が認めた手法でございますし、また、手続において何ら瑕疵がなかったという点も野鶴議員と意を同じくするところでございます。

それから私は反対をするならばどういう反対をするかということも考えて、例えばニュースサイトのことを一般質問で持ち出しましたけれども、それについて説明をと一般質問の際に求めました。それに対しての今日説明がなかった場合には、それを理由に反対するというように自分

の中では決めておりましたが、その説明もしっかりと担当課長より納得のいく説明がございました。

それからなぜ質疑の中での説明となったのかというそのこのところの部分も、市長のほうから、そのてんまつについて詳細に説明があったところでございます。それで、私は反対する理由がなくなったということが本音でございます。以上、賛成の討論でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、反対討論のある方はございますか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 反対の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

今回初めての方式であり、様々な難しいことがあったと思いますけれども、まず1点目に、この金額が高い上に対してはあまりにも提出された資料が少なかったということがあります。その中には、るる述べられた軽量鉄骨と鉄筋の問題、いわゆる安全性の問題、耐久性の問題、耐震性の問題等があったんじゃないかと思っています。その点については、残念ながらお話を聞いただけでは十分理解することができませんでした。

その点から、今回についてはもう一度見直すことが必要ではないか、問題点を整理していくことが必要ではないかなと思っておりますので、反対の立場の意見を述べさせていただきました。

○議長（江藤 芳光君） 次に、賛成討論のある方はいらっしゃいますか。4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 樋口でございます。賛成討論をさせていただきます。

点数評価をきちっと明示されたものに対して評価をした最終的な結果がきちんと出されておりますので、それはもう変えることができれば私も反対でございます。しかし、そういった集計された評価というものは変えられない、これが民主主義の社会ではないかと思っておりますので、決められたものを覆すには、不当な状況が確認されたり、ひきょうなやり方が承認されたりとか、そういった現状があれば当然それは可能なことでしょうけれども、それを覆すことができないような点数がきちんと出ている以上は、それは当然、結果を尊重しなければ私はいけないと思います。

心情的には反対ですけれども、本当にこの問題として捉えたときに、こんなことでうきは市議会が停滞しておったなら、なおさら、いろいろな信用性がない、信頼性がないような自治体になっていくと私はそういうように思いますので、賛成をいたします。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 続いて、反対討論はございますか。10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） 先ほど言いましたように今の方式を軽量鉄骨なりとRCの関係でいろいろお尋ねしましたけれども、やっぱり今回そこら辺をよく踏まえて、非常に年数がなかなかもたんのじゃないかなというような気持ちがいつも頭によぎりまして、あと、今後のことにつきましてはまた検討していただく、そのためにはやっぱり今回反対をしておかないと、なかな

かもう前もそうだったなというようになると思いますので、私はここで1回反対をいたしまして、そしてさらに事務局なり、全体的にこの問題につきまして真剣に考えていただいて、今後についての対応なりをきちっとしていただくというような意味をもちまして反対をいたします。

○議長（江藤 芳光君） 次に、賛成討論のある方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、以上で討論を終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、討論が終わりましたので本案は採決をいたしますが、本案は起立により採決をいたします。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（江藤 芳光君） ありがとうございました。結論は、起立、賛成多数でございます。したがって、議案第43号は可決することに決しました。

以上でございます。

----- . ----- . -----

○議長（江藤 芳光君） それでは、ここで総務課長より発言の申出がっておりますので、これを許可します。総務課長。

○総務課長（石井 太君） すみません、午前中の議案第33号で竹永議員のほうから御質問がありました件で、私のほうが不勉強で答えられませんでしたので、改めて御回答させていただきます。

議案第33号の60ページになります。この中で配偶者等、それから対象となる人数についてのお尋ねがございました。まず該当者でございますけれども、現在3歳未満で考えたときには13名が想定されます。これを就学前までに拡大しますと44名になりますが、これはあくまでも児童手当を受給している方を参考に推計した数字になります。したがって、父親の扶養なのか、母親の扶養なのかでこの人数は変わってまいりますので、参考の数字とお考えいただければと思います。数的には3倍ぐらいの範囲が広がっていくという理解をお願いできればと思っております。

それから、もう一点、まず配偶者でございますけれども、もう御承知のように届出をしない事実上の婚姻関係をまず含みます。これに等がつきますと、さらに父母、子、配偶者の父母が含まれることになります。これにつきましては、新旧対照表の63ページの第14条の中で括弧書きで説明がありましたので、これにつきましては後ほど御確認をいただきたいと思います。

説明ができずに大変申し訳ございませんでした。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本日採決の議案は終了いたします。

あとの日程は議案を付託する案件の議案質疑になりますので、ここで暫時休憩をしたいと思います。再開を2時10分とします。

休憩します。

午後1時56分休憩

午後2時10分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

これから議案の質疑に入ります。これは両委員会それぞれに付託されておりますので、関係外の委員会のメンバーの質疑となります。よろしくお願いいたしますと思います。

日程第20. 議案質疑

○議長（江藤 芳光君） それでは、日程第20、議案質疑を行います。

議案第13号辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課の手島です。

議案書10ページをお開きください。

議案第13号辺地に係る総合整備計画の変更について。

議案の朗読は省略いたします。

事前にお配りしております辺地総合整備計画書をお開きください。

辺地とは、交通や自然条件等に恵まれない地域のうち政令で定める基準に該当する地域とされ、うきは市では、姫治地区の妹川、新川、田竈、小塩が該当します。

計画で位置づける事業につきましては辺地債の対象となりまして、今回、計画を変更することから議会の承認を求めるものでございます。

変更部分を説明申し上げます。

1ページをお開きください。

妹川辺地でございます。赤文字で持木川橋の橋梁補修工事と元有地区の簡易給水施設修繕工事を追記しております。持木川橋は橋の塗装の塗り替えを行うもので、元有地区の簡易給水施設は老朽化した給水管改修を行うものです。

次に、2ページをお開きください。

新川辺地でございます。中拂橋の橋梁補修工事と新川コミュニティセンターの改修工事を追記しております。中拂橋は橋の塗装塗り替えを行うもので、新川コミュニティセンターの改修は照

明機器をＬＥＤ照明に改修するものです。

次に、３ページをお開きください。

田竈辺地でございます。新川田竈伝統的建造物群保存地区の初期消火設備整備と田竈コミュニティセンターの改修工事を追記しております。新川田竈伝統的建造物群保存地区初期消火設備は注連原住宅に散水栓と加圧ポンプを設置し、田竈コミュニティセンターの改修は照明機器をＬＥＤ照明に改修するものです。

次に、４ページをお開きください。

小塩辺地でございます。市道小間坊・女子尾線の道路改良工事と白土地区の簡易給水施設修繕工事及び小塩コミュニティセンターの改修工事を追記しております。小間坊・女子尾線は、診断の結果、舗装の打替えを行うものであり、白土地区の簡易給水施設は揚水水中ポンプの交換を行うものです。また、小塩コミュニティセンターの改修は照明機器をＬＥＤ照明に改修するとともに、会議室を一部改修するものです。

次に、５ページは事業場所の地図を示しております。

今回、５つの事業を追記しておりまして、事業年度は全て令和７年度からの予定でございます。

以上、説明を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） では、これで質疑を終わります。

次に、議案第１４号うきは市路線の認定についてを議題とします。

説明を求めます。建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 建設課です。

議案書１１ページをお願いいたします。

議案第１４号うきは市道路線の認定について。

道路法第８条２項の規定により、次のうきは市道路線認定について議会の議決を求める。令和７年２月２８日提出。うきは市長権藤英樹。

認定路線としましては、道路の級としましてはその他の級、路線番号２０１１、路線名、嶋第２線、起点と終点でございますが、起点は吉井町福永字嶋７６番地１４、終点が吉井町福永字嶋７６番地１７。

２つ目でございますが、その他の路線で２０１２、路線名としましては笹隈・頭割線。起点でございますが、浮羽町流川字笹隈５９９番地１、浮羽町流川字頭割５８７番地３。

市議会の議案質疑の中に、うきは市道路線認定資料というのがございます。そちらを御覧いた

だいてよろしいでしょうか。そちらのページが3枚目のほうになります。よろしいですか。

路線の部分としまして、先ほど2011のほうでございますが、延長としまして40.5メートル、幅としまして4.8メートル。

続きまして、2012のほうの路線でございます。延長としましては300.7メートル、幅4メートルでございます。

次のほうに、市道のほうの位置と幅等の延長の箇所をつけております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで質疑を終わります。

次に、議案第15号市有財産の貸付けについてを議題といたします。

説明を求めます。都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（辻 宏和君） 都市計画準備課の辻です。よろしくお願いいたします。

議案書12ページをお開き願います。

議案第15号市有財産の貸付けについて。

今回、2月20日の全員協議会におきまして説明いたしました姫治小学校跡地の貸付けの更新の件でございます。令和7年6月30日で満了するため、更新の件となっております。

内容としましては、貸付けをする財産表示は、14ページの別紙、土地建物一覧表のとおりでございます。

貸付けの相手方は、静岡県三島市に本社を置くVILLAGE INC. 代表取締役橋村和徳。共同事業者は、東京都千代田区に本社を置く株式会社タカラレーベン代表取締役島田和一。

貸付けの目的は、閉校後の学校跡地を有効活用し、地域活性化を図るため。

貸付期間は、令和7年7月1日から令和17年6月30日となっております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 姫治小学校の跡地の貸付けということであります。先日、私は前を通って、今、姫治小学校の跡地がどんなふうになっているかなと見たわけではありますが、グラウンドのほうにそれここにテントを張ってくださいという形なのかどうかはよく分かりませんが、何かそういう跡があるのだけ、そういうのができているのはよく確認しております。

この姫治小学校につきましては、校舎のトイレであるとか、いろいろな分野を以前改修とかも

してきておりますけど、それからコロナの影響もあってか、全く向こう何年間か活動が停止しているというような状況にあるのではないかなと感じております。そういった意味で今回本格的に動き出すのかなという期待もあるのですが、もう一度どんなように変わるのかという計画図というか、平面図的な計画図面的なものがもし提出できるのであれば、こんなようになりますよというのをやっぱり再度示していただきたいと。当初計画から全く変わってないのか、そういったのも見てみると自分たちが想像していたイメージと違うなという気がしてなりませんので、もしそれができるのであれば、そういったものを提出していただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（辻 宏和君） 野鶴議員からいただきました図面等の提出ということで、図面は今のところはまだ私の手元には詳細なものというのはありませんけども、今後の計画、今後どうなるかというところの図面は事業者に対して求めまして、可能な限り提出できるようにしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 7 番、野鶴議員。

○議員（7 番 野鶴 修君） ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

といいますのが、ほかに、例えば私が一般質問しました浮羽東高校跡地等についても20年間無償貸与と。当初説明を受けてた計画と、蓋を開けたら、その計画とは実際違っているというような状況もあります。こういった意味で無償貸与するということになってくれば、やっぱりそれなりのスケジュール感を持って、どのように計画、その運営自体もどういうようにしていくのかというのを私たちも貸付けに対して賛成することになればやっぱり知っておく必要があるのかなという気がしますので、ぜひともそういった図面と合わせて、運営をどういうように、例えば年間どれだけの、どういうような形で運営をしていこうというように、あくまで計画ですから、やっぱり会社としてもそういったものをきちんと立てているだろうと思いますので、そういったのをぜひとも御提出をお願いしたいと思います。

これで終わります。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 御意見ありがとうございます。

この案件を議題として提案する前に、原課のほうから私のほうに話をいただいた際に、まさに今、野鶴議員がおっしゃっていただいたことと同じことを原課に申し伝えたところでございます。現状は、グラウンドをようやく、おっしゃっていただいたようにキャンプができるような形になりまして、来月ですかね、4月と聞いておりますが、グラウンドオープンをするということで、キャンプ場の施設ですね、あと体育倉庫になっていたところが管理小屋みたいな形になっています。あと、プールサイドにサウナを2基備えているような形で、そこまでの状態でグラウンドオープン

されると聞いております。

ただ、今回の貸付けが、先ほど表にも御覧いただいたように学校等のほうも入っておりますので、これをどう具体的に活用するのかを事業計画を出していただけないかということで私のほうから原課のほうにもお願いをしております、概要は出てきましたので、以後しっかり活用していくというような意思が取れましたので、今回議案として上げさせていただいておりますが、野鶴議員が御指摘のとおり、詳細な事業計画等が、今後、特に校舎のほう、あそこの敷地のほうは一定、今からしっかりと活用いただけるのだらうと思っておりますが、校舎の活用の具体案等がしっかり出てくれば、当然、議会の皆様にも分かった段階ですぐお示しさせていただきたいと考えています。

○議長（江藤 芳光君） ほかに質疑はございますか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 今の答弁に関連すると思いますが、たしか最初の提案ときには地元の雇用とか、地元の活用とかというのもあったのではないかなと思いますので、地元との協議の場、あるいは協議を予定されているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（辻 宏和君） 地元雇用等に対しての協議の場ということでございますが、一応、地元との協議については現在も続いておりまして、今回グランドオープンするときも地元からの雇用ということで数名は考えておりますので、また雇用するような段階になってきたら事業者のほうで雇用等を考えたりすると思ひますし、地元との付き合いといいますか、協力してやっていく、事業者のほうで草刈り等といったところも地元の方をお願いしたりとか、そういったところでの協力体制もできておりますので、今後も地元の方と一緒に協力してやっていくことになるかと思ひます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございますか。2番、高木議員。

○議員（2番 高木 亜希子君） 高木です。

レジャー白書のほうのデータのほうを確認させていただきました。オートキャンプのほうで前年度対比15%減、基本的には2022年がピークであったと掲載がございました。私たちの動向を振り返ってみても、もうやっぱりアフターコロナになってからアウトドアでのレジャー需要というのは確実に下がっているかと思ひます。プラスアルファのところ、エリア内でレジャーを提供できなければ、やはり県内に幾つもアウトドアレジャーがありますから、うきは市が地域として選んでいただけなくなってしまうかと思ひます。やっぱりこういったアウトドア系は、海、山が両方そろっているほうがエリアとして強いので、そういう訴求効果のあるものを、こちらのVILLAGE INC.のほうで市外がメインの会社なので、こういった形で発掘される御予

定があるのか、そういったところをヒアリングをしておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（辻 宏和君） VILLAGE INC. の事業者が今後どういった、キャンプ地だけでなく、そのほかに波及するかというところの御質問だと思います。一応VILLAGE INC. のほうとは、どのように波及をするのかというところはまだ協議というところはまだやってはおりませんが、今後キャンプ場だけでは確かにやっていけないといえますか、ほかのところに行ってしまうお客さんが多いのではないかなと思っております。なので、今後は、このキャンプ場だけにとらわれず、そのほかのうきは市のいろいろな場所について関わっていきるところ、寄れるところといったところも話しながら、事業者ともそういったところを発掘できないかというところは協議していきたいと思っておりますので、貴重な御意見ありがとうございます。

○議長（江藤 芳光君） 2 番、高木議員。

○議員（2 番 高木 亜希子君） 山間部の方ともお付き合いがあるので、実際、あの地域にコーディネート業務とか、そういったことを担える方がいらっしゃらないと私は実感としては感じております。ですので、例えば公社であるとか、あるいはそれ以外の民間事業者の方であるとか、何がしかコーディネート業務をしてくださる方が恐らくうきは市内にいらっしゃらないと、ちょっと厳しいのかなとは思っておりますので、そこはぜひ所管課として御配慮いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（江藤 芳光君） ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、これで質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第16号うきは市地域公共交通計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課、江藤です。よろしくお願いいたします。

議案書は15ページになります。

議案第16号うきは市地域公共交通計画の策定について。

うきは市地域公共交通計画を策定することについて。

うきは市議会基本条例第14条の規定により議会の議決を求める。令和7年2月28日提出。

うきは市長権藤英樹。

事前にお配りしています計画書のほうをお願いしたいと思います。

本計画の策定に当たりましては、令和5年度に市民アンケート、令和6年度からうきは市地域公共交通活性化協議会を立ち上げまして、計4回の会議を行い、協議を重ねてまいりました。ま

た、昨年１２月から１か月間パブリックコメントを実施し、様々な御意見をいただいております。様々な御意見を反映しながら本計画を作成し、２月１０日の地域公共交通活性化協議会にて御承認いただきましたので、本議会に上程させていただいております。

それでは、計画書の説明のほうに入らせていただきたいと思いますけれども、事前にお読み取りをいただいていると思いますので、要点のみの説明にさせていただきます。

それでは、まず最初に１ページをお願いします。

１ページには、背景と目的といたしまして、本市では公共交通を取り巻く環境は厳しい状況であり、公共交通の確保、維持が喫緊の課題となっており、これらの状況を踏まえ、交通政策に関わる課題の解決に向け、地域公共交通のマスタープランとなる地域公共交通計画を新たに策定し、持続可能な公共交通サービスの実現を目指し、取り組んでいくこととしております。また、本計画は令和７年度から令和１１年度までの５か年計画としております。

ページ飛びまして、８ページをお願いします。

第１章になります。第１章は、うきは市の概況といたしまして、うきは市の地域状況や人口推移、公共交通の現状等を記載しております。

また、飛びまして、２８ページをお願いいたします。

２８ページからが第２章になります。第２章では、住民の移動実態及びニーズの把握といたしまして、住民アンケートや自治協議会、高校生へのアンケートを実施しておりますので、その結果のほうを記載させていただいております。

次に、５４ページをお願いいたします。

第３章になります。第３章では、うきは市の公共交通の現状と課題の整理といたしまして、本市の現状や各種アンケート、ヒアリング調査等から４つの課題に整理をさせていただいております。

６０ページをお願いいたします。

第４章になります。第４章では、うきは市地域公共交通計画といたしまして、課題解決に向けた基本理念、３つの基本方針を記載し、さらには将来像の実現や交通種別ごとの役割と位置づけ等を記載しております。

また、６６ページからは、目標達成のための事業といたしまして、方針に基づいた９つの評価指標、１０の計画事業を設定し、今後取り組んでいく具体的な内容を６８ページから記載させていただいております。

ページ飛びまして、７９ページ、８０ページ等には、目標達成に向けた評価指標の具体的目標値を記載しております。

最後になりますが、８３ページからは、参考資料としまして各種資料を掲載しております。

今後、本計画にのっとり、利便性の高い効率的で持続可能な公共交通を目指し、取り組んでまいりたいと考えております。

大変簡単でしたけれども、説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 経過を全て載せてあるわけではないと思いますが、2点お尋ねいたします。

先日、西鉄バスの浮羽支線の廃止ということをラジオで聞きまして、その後、家でたまたま同じような分をテレビで拝見しましたら、杷木から小石原線が浮羽支線ということだったと思いますが、そのような確認でいいのか、そしてそのような廃止については大体いつ頃から市のほうへ連絡があったのかというのが1点です。

2点目は、うきは駅が無人化になるということでいろいろ相談がありましたが、この点についても、いつ頃から相談があつて、今後どのようなことを考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 2点の御質問をいただきました。

まず1点目ですけれども、西鉄バス浮羽支線は、私たちが言っております神杉野線と小石原線を総称して浮羽支線ということになっております。そちらのほうが廃線になるということでございます。

御相談があつたのは、一昨年12月議会で報告させていただきましたけれども、その頃です。10月、11月ぐらいに西鉄バスから相談がございました。

それから2点目のJRうきは駅ですけれども、相談がございましたのは昨年末、11月末ないし12月ぐらいだったと記憶しております。その後、管理委託しておりますのは、うきは観光みらいづくり公社のほうが駅員を管理委託として配置しておりますので、うきは市、またはJR、みらいづくり公社と協議いたしまして、最終的な判断はみらいづくり公社のほうで判断いたしまして配置をしないということでしております。いずれにしても、JRうきは駅のE-POS端末という端末をJR側が撤去するというのが始まりでございまして、その判断につきましてはJRのほうの判断になりますので、まずそちらの判断を尊重して、それからみらいづくり公社の最終的な判断ということで、今後もその判断を尊重していきたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1点目、神杉野線の件は記憶にあつたのですが、ちょっと小石原線のほうは忘れておりましたので分かりました。

2点目のうきは駅の無人化については、これはどちらかというと浮羽町の玄関口にも当たると思うのですが、このままもう無人化だけでやっていかれるのか、今後の何か検討は。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員、この計画の内容から外れているのではないですか。

○議員（8番 竹永 茂美君） 分かりました。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑を終わります。

次に、議案第17号第2期健康うきは21（うきは市健康増進計画）の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。保健課長。

○保健課長（末次 ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

議案書は16ページをお願いいたします。

議案第17号第2期健康うきは21の策定について。

説明は計画案で行いますけれども、説明の前に正誤表について御説明させていただきます。

2ページ目の本市の人口グラフにおいて、参照元とグラフを修正しております。修正前のグラフの実測値は、平成27年度が国勢調査、令和2年度が住民基本台帳を参照しておりました。年度で参照元が違う実績値を記載しておりましたので、グラフの右下に記載していますように実績値は国勢調査に修正をしております。おわび申し上げます。

それでは説明に入らせていただきます。

1ページをお開きください。

下段の2、計画の位置づけでございます。第2期健康うきは21は、うきは市総合計画を上位計画として、健康増進法第8条第2項に規定する策定が努力義務とする市町村健康増進計画でございます。

3、計画の期間は、令和7年度から令和18年度の12年間としております。県の第2期健康増進計画、いきいき健康ふくおか21が令和6年3月に策定されました。計画期間は、令和6年度から令和17年度の12年間でございます。うきは市は、福岡県の健康増進計画との整合性を確認して、今年度策定したところでございます。

2ページから38ページは、現状を記載しております。

39ページは、第1期計画の評価と課題でございます。

40ページの評価については、最終評価の年度の令和4年度がコロナ禍の影響を受けたことにより、低い評価となっております。

42ページでは、基本理念、基本目標を挙げ、今後12年間は、健診受診率の向上、高血圧対

策等を重点施策として取り組んでまいります。

44ページから63ページに施策の展開として、基本目標と基本施策ごとに現状、課題、取組の方向性、評価指標を記載しております。

計画の進行管理は、65ページに記載していますように、うきは市健康づくり推進協議会において行います。本計画案のパブリックコメントでは、1件の御意見がございました。

内容は、現状と課題の記述の整理を指摘されたものでございました。意見に対しての対応を行い、2月17日に開催しました健康づくり推進協議会において計画案の審議を終えましたので、議案として上程します。

また、この計画は健康増進事業の大きな方向性を示す計画であり、目的達成のために実施する事業の詳細は、データヘルス計画や高齢者保健福祉計画などの個別計画に記載しております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 若干の質問をさせていただきます。

ある意味でこの健康21というのは非常に大事なことで、この間、一般質問させていただいたときに医療費の抑制をどうして図るかという問題等に関連する事柄ではあると思っています。

そこでお尋ねしたいことは、一つは、今回の計画の中の具体的なところというのは健康指導をどうしていくかということが大きな課題であるし、そこを中心にした目標設定の数値がずっと記載されています。それは大人もそうですけれども、子供の口腔衛生の問題も含めて、ずっと書いてあるので、今の保健課の保健師の人数計画等について何か考えているところがあるのかどうかという、この計画と合わせて、人員配置、あるいは体制の問題も含めて、そこはどのようにになっているのかをお尋ねをしたいというのが1点目です。

そして、何よりもこの計画の中の起点になっているのは、特定健診がベースになっているのですね。そのベースでどのくらいアプローチできるか、あるいはその後どういうようにやっていけるのかといったところが、今、人手のかかるような話ということになるのだらうと思います。そういうように私自身は捉えているので、60%という数字を掲げておりますけれども、そこに本当につながるのかというのがちょっと気になっているところです。これは、だから途中で検証していくということになるかと思うのですけれども、そこへの自信を示していただきたいと思っていますので、この2点、お願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 保健課長。

○保健課長（末次 ヒトミ君） 2点、御質問いただきました。

1点目の人員体制の計画でございますけれども、現時点で正規職員につきましては、特定健診

とか健康増進事業で保健師の専門職が2名、会計年度任用職員は別におりますけれども、正規職員でいえば2名、それから管理栄養士が1名、それから母子保健担当が2名、高齢者部門が保健師が2名といった体制で実施しているところです。

この健康増進計画につきましては、大きなうきは市の健康づくり事業を進めていく上での体制で計画を策定しておりますので、現在の人員体制をこのまま12年間継続できれば、こういった事業は進めることができると考えているところでございます。

2点目の特定健診の受診率目標を60%にすることについての考えでございますけれども、この場で現時点で36%を切っておりますので60%に確実にできますということはちょっと難しいかもしれませんが、昨年度から健診が受けやすいように予約制を取り入れてスムーズに健診が受けやすい体制、それから従事者が女性ばかりの健診日を設けるだとか、託児日を設けるだとか、いろいろな健診を受けやすい体制を進めておりますので、60%に近づけるように住民健診の受診率を近づけるように進めていく考えでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） あとは、厚生文教常任委員会のほうでしっかりお願いしておきます。

それでは、これで質疑を終わります。

次に、議案第18号うきは市こども計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所の佐藤でございます。

議案書17ページをお願いいたします。

議案第18号うきは市こども計画の策定について。

うきは市こども計画を策定することについて、うきは市議会基本条例第14条の規定により議会の議決を求める。令和7年2月28日提出。うきは市長権藤英樹。

うきは市こども計画について、説明させていただきます。

その前に、おわびがございます。最初に配付させていただいておりました計画案につきまして、申し訳ありません、訂正がございます。詳細につきましては、A4、1枚の正誤表のとおりでございます。3点、誤りがございました。おわびを申し上げます。

修正しました計画案を再度配付させていただいておりますので、そちらのほうで説明させていただきます。

計画案1ページから3ページまで、第1章で計画の概要でございます。一部抜粋して御説明いたします。

7 ページをお願いいたします。

3 節、計画の位置づけ。本計画は、こども基本法第 10 条に規定する市町村こども計画として策定するものでございます。中段より他計画の関係を記載しておりますが、本計画は、第 2 次うきは市総合計画を上位計画とし、ほかの各種関連計画との整合性を図って策定するものでございます。

5 節、計画の期間。本計画は、令和 7 年度から 11 年度までの 5 か年間を計画期間とするものでございます。

6 節、計画の策定体制。本計画の策定に当たっては、うきは市子ども・子育て会議を設置して審議を行いました。このほか、子供や若者、子育て当事者に対するニーズ調査や子供を対象としたワークショップ、計画原案に対するパブリックコメントにより、市民の意見の反映に努めました。

次に、8 ページから 46 ページまでが、第 2 章、うきは市の子供、若者、子育てを取り巻く現状を記載しております。このうち、13 ページまでが人口・世帯等の動向でございます。

14 ページ目をお願いいたします。

2 節、アンケート調査等の概要でございます。市内に住む保護者、子供、若者に関するニーズ等を把握するために、令和 6 年 7 月から 8 月にかけて 4 種類のアンケート調査を実施しております。アンケートの調査概要は記載のとおりでございます。

15 ページから 32 ページまでがアンケート調査結果の概要でございます。

33 ページから 36 ページまでがワークショップ結果の概要でございます。

37 ページから 43 ページまでが第 2 期子ども・子育て支援実施状況でございます。

44 ページから 46 ページまでが、4 節、うきは市の今後の課題として、7 つの課題を挙げております。

47 ページから 65 ページまでが、第 3 章、子ども・若者・子育て支援の基本的な考え方でございます。

48 ページをお願いいたします。

家族や地域は次代を担う子供の成長基盤です。この計画は、「あたたかい家庭と地域のふれあいの中でこどもが健やかに育つまち」を基本理念とします。基本理念を実現するために 7 つの行動目標を定め、49 ページから 50 ページに、2 節、家族、地域、事業者、行政の役割を記載しております。

51 ページをお願いいたします。

3 節、重点施策でございますが、第 2 期の課題から内容の見直しをした策を御説明いたします。

1 項のこどもの遊び場や居場所、体験・交流の機会の充実にに向けた取組の推進につきましては、

3点取組を挙げておりますが、2点目が新たに追加されたものでございます。

2項、障がい児施策の充実につきましては、3点取組を挙げておりますが、1点目が大きく見直しを行っております。

3項、児童虐待防止対策の充実につきましては、3点取組を挙げておりますが、1点目と3点目について一部追加を行っております。

次のページ、52ページをお願いいたします。

5項、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進につきましては、取組を2点挙げておりますが、どちらとも一部追加を行っております。

6項、情報提供、相談体制の充実に向けた取組の推進につきましては、3点取組を挙げておりますが、1点目は一部追加を行っております。3点目は新たに追加したものでございます。

53ページをお願いいたします。

4節、取組方針として、行動目標を達成するため、7つの行動目標を定めております。追加としまして、行動目標7、全ての子供、若者が持つ権利の保障を加えております。また、行動目標4の取組方針に多様な遊び場や体験活動、社会参画の推進、行動目標5の取組方針に結婚に伴う新生活の支援、行動目標6の取組方針として、5、悩みや不安を抱える子供、若者や家族への支援を追加しております。

7つの行動目標に対する施策と内容は記載のとおりでございます。

66ページから85ページの第4章、事業計画2、1節、量の見込みの考え方、2節提供区域の設定、3節、提供体制の確保を記載しております。いずれもニーズに適切に対応できるように必要なサービス提供に努めてまいります。

86ページの第5章では、本計画の推進に向けて、それぞれの役割を記載しております。

また、87ページには、国のこども大綱に準じた成果指標を定めております。

86ページに戻ります。

子供、子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、様々な分野にわたるため、関係機関、団体と連携を図りながら計画の進捗状況の把握、点検を行い、子ども・子育て会議で評価を行います。また、子ども・子育て会議での審議により、必要に応じて施策の見直し、改善を図ってまいります。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、これで質疑を終わります。

次に、議案第20号うきは市宿泊税交付金基金条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課でございます。

議案書20ページをお願いいたします。

議案第20号うきは市宿泊税交付金基金条例の制定について。

議案の朗読は省略させていただきます。

条例制定の理由としまして、令和2年に福岡県宿泊税条例が施行され、宿泊税が課税されるとともに、県内の観光振興を支援するため、要綱で定めるところにより宿泊税交付金が各市町村に交付されております。うきは市では本交付金を当該年度の事業に活用しておりますが、今後、基金に積み立てることも可能とするべく、基金条例を制定するものでございます。

21ページをお願いいたします。

各条文は記載のとおりでございます。

第1条は、設置の目的を定めておるものです。

第2条は、積み立てる額について、福岡県から交付される額のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額としております。

次に、第6条は処分について、市長は第1条の設置目的を達成するための事業に限り、基金の全部または一部を処分することができるものとしております。

次に、附則は公布の日から施行するものです。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで質疑を終わります。

次に、議案第26号うきは市居蔵の館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井 孝幸君） 議案書38ページをお願いします。

議案第26号うきは市居蔵の館の設置及び管理に関する条例の制定について。

議案の朗読は省略します。

39ページです。

この条例も、議案第25号のうきは市町並み保存地区保存条例等の改正と同様に、町並み保存関係の業務が生涯学習課から都市整備課へ業務移管することに伴うものです。

条文に指定管理制度の内容と管理に関することを追加しておりますので、旧条例を廃止し、新規の条例を制定するものです。

第3条には、指定管理者に管理を行わせることができるとしております。

第4条には業務の範囲、第5条には指定管理者が行う管理の基準を明示しております。

第6条以下については、現行の鏡田屋敷の設置及び管理に関する条例と同様の事項となります。説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 午前中の条例改正と同じような内容で追加という形だろうと思っているのですが、今回の居蔵の館にありましては指定管理のほうが追加されたということで、今までは委託業務だったものだと思いますけど、指定管理に変更される理由というか、コスト削減、あるいは利用者の住民サービス向上等を目的として、こちらのほうも指定管理のほうに追加するのか、そのところを教えてくださいと思っています。

○議長（江藤 芳光君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井 孝幸君） 現在、居蔵の館についてはシルバー人材センターのほうに委託しているという状況です。現在、非常に丁寧な内容をしていただいて、高い評価をいただいております。今すぐ指定管理にするというところはまだ考えておりません。将来考えていかなければならないというところで、先立ちまして条例を追加するというものになっております。

○議長（江藤 芳光君） よろしいですか。ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、これで質疑を終わります。

次に、議案第29号うきは市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井 孝幸君） 議案書47ページをお願いいたします。

議案第29号うきは市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定についてです。

議案の朗読は省略します。

現在、生涯学習課では、うきは市青少年問題協議会を組織しまして、青少年の健全育成に努めております。うきは市福祉事務所においては、うきは市こども計画が新しく策定され、子ども・若者計画も含まれております。

先月2月14日にうきは市青少年問題協議会を開催しまして、その旨を説明しております。うきは市青少年問題協議会を解散することで御了承いただきました。よって、条例を廃止するもの

です。

なお、青少年問題協議会の委員数名をうきは市こども計画の諮問機関である、うきは市子ども・子育て会議に参画していただく予定としております。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

次に、議案第30号うきは市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 総務課でございます。

議案書49ページをお願いいたします。

議案第30号うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年2月28日。うきは市長権藤英樹。

本条例の改正につきましては、ただいま議案第29号で御説明がございました、うきは市青少年問題協議会条例が廃止されますので、青少年問題協議会の委員を削除するとともに、別表の標記の内容を改めるものでございます。

新旧対照表で説明をさせていただきます。新旧対照表51ページをお願いいたします。

新旧対照表では、51ページから57ページにかけて改正となる内容を記載しております。

54ページをお願いします。

54ページの中ほどになりますけれども、青少年問題協議会の記載をしておりますが、こちらを削除するものでございます。あわせて、現行の別表について記載の内容の見直しも行っております。

議案書に戻っていただきまして、54ページになります。

議案書54ページ、施行日を令和7年4月1日と定めるものとしております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、これで質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第31号うきは市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所でございます。

議案書55ページをお願いいたします。

議案第31号うきは市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年2月28日。うきは市長権藤英樹。

56ページをお願いいたします。

この条例は、先ほど福祉事務所のほうで、こども基本法に基づき、市町村は国のこども大綱、県のこども計画を勘案したこども計画の策定に努めるものとされており、うきは市では現在、子ども・子育て支援事業計画をはじめ、5つの計画を一体的としたこども計画を策定しております。また、うきは市青少年問題協議会の解散に伴い、協議の場として、うきは市子ども・子育て会議を引き継ぐため、委員の追加を予定しております。このため、子ども・子育て会議で各計画について一体的に協議等を行うために、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、全員協議会で御説明させていただいた内容でございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで質疑を終わります。

次に、議案第32号うきは市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 総務課でございます。

議案書の57ページをお願いいたします。

議案第32号うきは市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年2月28日。うきは市長権藤英樹。

本条例の改正につきましては、59ページにかけて記載させていただいております。

本条例の制定は、地方公務員法の改正により、人事評価制度が法律上、位置づけられ、任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎とすることとされたこと等を踏まえ、職員の降給の事由及

び手続に係る整備を行うため、所要の改正を行うものでございます。

以後、新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表 59 ページをお願いいたします。

職員の降給を定めた人事院規則 11 の 10 に基づきまして、第 2 条では降給に関する種類を定義するため、規定を設ける改正を行うものでございます。

第 3 条は、降格に関する事由を整理するための改正を行うものでございます。

第 4 条は、降号に関する事由を整理するための改正を行うものでございます。

新旧対照表の 60 ページをお願いいたします。

第 5 条から第 6 条にかけまして、現行第 2 条、分限の手続を規定しておりますけれども、降任、免職、降給及び休職などの手続を分けて整理するため、改正を行うものでございます。

新旧対照表の 61 ページにつきましては、条文の追加に伴います変更整理するものとなります。

議案書の 59 ページにお戻りいただきたいと思います。

附則でございます。この条例の施行期日を令和 7 年 4 月 1 日といたしております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑を終わります。

以上で、補正予算を残すのみになりました。

ちょっとここで休憩を入れたいと思います。それでは、25 分から再開します。

休憩に入ります。

午後 3 時 11 分休憩

午後 3 時 25 分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは、再開いたします。

あと残りが一般会計の補正予算となります。できれば今日中に終わらしたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、議案第 3 号令和 6 年度うきは市一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。

予算案の質疑につきましては、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明いただき、質疑に入りたいと思います。

なお、財源組替のみの項につきましては、質疑のみ行います。

まず、予算書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 企画財政課、高瀬でございます。

令和6年度一般会計補正予算書、1ページでございます。

議案第3号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第9号）。

令和6年度うきは市の一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億3,048万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億3,006万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年2月28日提出。うきは市長権藤英樹。

続いて、6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。26件の追加でございます。

まず、2款1項公共施設省エネ改修工事費等2億4,611万5,000円でございます。市役所庁舎等のLED工事につきまして、工事完了が年度を超える可能性が出てまいりましたので、そのようなケースにも対応できるように繰越の承認を求めるものでございます。

2款1項過年度物価高騰重点支援地方創生臨時交付金国庫返還金197万円4,000円。これは、前回、12月補正予算におきまして計上いたしました令和5年度分の物価高騰重点支援地方創生臨時交付金の返還金でございます。国の通知を受けての返還となりますが、通知書の到達が年度を超える可能性もあるために繰越措置をするものでございます。

2款1項地域公共交通従事者確保支援事業補助金360万円。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する事業で、全額繰り越して実施するものでございます。なお、事業の本身につきましては、歳出予算の中で改めて説明をいたします。

それから、この繰越明許費の補正の中で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する事業が幾つかございますが、こちらの事業につきましても、ここでの説明は省略させていただき、歳出予算の中で改めて説明をさせていただきます。

2款1項AIデマンドシステム導入業務委託料等6,494万1,000円。国の令和6年度補正予算の補助金を活用いたしまして、AIデマンド交通推進事業を行うものでございます。

2款1項庁舎営繕工事費1,058万8,000円。うきは市民センター内の工事において、入札事務に遅延が生じ、年度内の完了が困難となったため、次年度に繰り越すものでございます。

2款3項戸籍情報システム改修委託料等1,880万2,000円。国のシステム標準化に伴

う戸籍情報システムの改修委託料等になりますが、標準化仕様書の改定により年度内の改修が困難となったため、次年度に繰り越すものでございます。

3款1項移動販売事業者補助金158万円。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する事業で、全額繰り越して実施するものでございます。

3款1項外国人介護人材家賃費等支援金120万円。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する事業で、全額繰り越して実施するものでございます。

3款1項配食サービス事業物価高騰対策支援金300万円。こちらのほうも国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する事業でございまして、全額繰り越して実施するものでございます。

3款1項指定管理者物価高騰対策支援金250万円。こちらのほうも国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する事業でございまして、全額繰り越して実施するものでございます。

3款2項保育所等光熱費支援事業費補助金58万2,000円。こちらも同様に、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、全額繰り越して実施するものでございます。

3款3項生活保護システム改修委託料66万円。生活保護の次年度に向けてのシステム改修料でございしますが、システムの改修事業者との協議におきまして今年度中の完了が困難であるということから、次年度へ繰り越すものでございます。

6款1項耐震性点検・耐震化対策整備計画策定委託料1,200万円。ため池の整備計画を策定するものでございますが、関係者との協議に時間を要し、年度内の策定が困難となったため、次年度へ繰り越すものでございます。

7款1項臨時経済対策商品券発行事業費補助金2,100万円。こちらのほうも国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する事業で、全額繰り越して次年度実施するものでございます。

8款2項道路改良舗装工事費等5,120万円。7月の大雨被害により工事発注に遅延が生じ、十分な工期を確保することができなかったため、令和7年度に工期を延ばして実施するものでございます。

8款2項交通安全施設整備工事費等1,887万3,000円。こちらのほうも7月の大雨被害により工事発注に遅延が生じ、十分な工期を確保することができなかったため、令和7年度に工期を延ばし、実施するものでございます。

8款2項橋りょう補修工事費等4,356万5,000円。こちらも同様でございまして、7月の大雨被害により工事発注に遅延が生じ、十分な工期を確保することができなかったため、

令和7年度に工期を延ばして実施するものでございます。

続きまして、9款1項消防ポンプ自動車購入費1,550万1,000円。購入車両の仕様を決めるのに時間を要し、年度内の購入が困難となったため、次年度に繰り越すものでございます。

10款1項学校再編事業支援委託料883万2,000円。こちらのほうは2か年かけて行う事業でございまして、令和6年度と令和7年度に分けて支出をするようにしておりましたが、事業完了後に全額支出をするということにしたため、本年度計上していたものを繰り越すものでございます。

10款2項振興備品購入費511万5,000円。今回の歳出予算に計上しておりますが、千年小学校の給食室の真空冷却機が故障しておりまして、新規購入を予定をしております。この納入時期が年度をまたぐことになりましたので、全額繰り越すものでございます。

10款2項小学校給食支援金748万円と10款3項中学校給食支援金418万円は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する事業で、全額繰り越して実施するものでございます。

10款4項歴史的資源関連施設整備工事費等1,985万円、屋形古墳群の発掘調査の結果、設計変更が必要となり、年度内完了が困難となったため、次年度に繰り越すものでございます。

11款1項災害復旧工事費1,810万円。農地の災害復旧における国との災害査定協議に時間を要し、十分な工期が確保できなかったため、次年度に繰り越すものでございます。

11款1項災害復旧工事費等918万2,000円。こちらにつきましては農業用施設の災害復旧におきまして、被災農家と復旧時期の協議を行う中で年度内に完了できない箇所が出てきたため、次年度に繰り越すものでございます。

最後に、11款2項災害復旧工事費等3億7,791万5,000円。7月の大雨被害による復旧工事において年度内に工事が完了しない箇所があり、次年度に繰り越して実施するものでございます。

以上で、全体で9億6,833万5,000円を次年度に繰り越すものでございます。

続きまして、8ページの下段でございます。

第3表、債務負担行為補正です。追加分として、1件計上しております。

A I デマンド交通運行事業につきましては、令和7年度から令和8年度にかけまして、A I デマンド交通実証実験を行う予定でございます。今回の債務負担行為で計上しておりますのは、この実証実験に係る令和8年度のランニングコスト等の費用となっております。

続きまして、9ページでございます。

第4表、地方債補正です。追加分として、1件を計上しております。防災・減災・国土強靱化緊急対策事業で限度額1,960万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでござい

ます。

次に、変更分といたしまして、7件計上しております。いずれも限度額を変更するものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

まず最初に、合併特例事業で370万円減額いたしまして、限度額を4億6,330万円とするものでございます。

次に、公共事業等債で190万円減額いたしまして、限度額を1,800万円とするものです。

次に、過疎対策事業で1,470万円を減額いたしまして、限度額を2億3,230万円とするものでございます。

次に、防災対策事業で1,050万円を増額いたしまして、限度額を1,650万円とするものでございます。

次に、一般補助施設等整備事業です。こちらのほうが820万円増額いたしまして、限度額を1,300万円とするものでございます。

次に、公共土木施設災害復旧事業で5,000万円増額いたしまして、限度額を2億7,400万円とするものでございます。

最後に、農林水産業施設災害復旧事業でございます。780万円増額いたしまして、限度額を3,590万円とするものです。

なお、詳細につきましては、歳入22款市債の中で説明をさせていただきます。

説明は以上となります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。補正予算の質疑につきましては、それぞれの所管以外の部分について質疑をお願いしたいと思います。

質疑はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） ちょっと分からないので教えていただきたいということです。

議長には大変恐縮ですけれども、所管のところも含む話で、細かい話はしませんので了承いただきたいと思います。

今、御提案いただいた中で、3月補正予算の繰越明許関係のことでお尋ねしたいと。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とするとおっしゃってございましたけれども、まだ歳入の説明されていないので何とも申し上げられないのですけれども、ただ16ページに物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というのがあって、これが415万3,000円となっているのですけれども、歳入のところでこの項目しか実を言うと見当たらないのですね。以前にあったのは、非課税世帯への交付金ということで、それは同額が歳入と歳出で合っていたのですけど、これがそうになっているのですけれども、ちょっと財源がそういう意味では分からないですね。2月

20日に御説明いただいた資料があったと思うのですが、それが財源が書いていなかったのでもっとよく分からなかったの、その辺どうなるのかなと。例えば、商工会への支援の商品券発行に対する経済対策を使うという2,000万円の財源がここで示されているんですけど、そういったものがどういう財源を使っているのかがもっとよく分からなかったの、教えていただきたいんですけど。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の財源につきましての御質問でございます。

予算書の16ページ、歳入でございますが、こちらの15款2項1目の説明欄の一番上に、この交付金の金額が書いております。金額のほうとしては、415万3,000円というところになっております。これにつきましては物価高騰対応重点交付金が含まれております。その金額につきましては、2月20日の全員協議会の中で説明をいたしました資料にも書いてあったと思うのですが、こちらの交付金の充当額のほうが3,845万3,000円でございます。

こちらの金額は予算書との相違がございますが、その理由といたしましては、予算書の26ページをお開き願いたいと思います。

3款1項12目に臨時給付金事業費ということで、こちらは3,430万円の減額ということになっておりますが、これにつきましても同じ物価高騰対応重点支援交付金を活用した事業でございます。内容のほうは定額減税の調整給付金ということになります。今回、3月議会に新たに追加しました物価高騰対応の事業と、あと減額する分といたしまして従来から実施しておりました調整給付金の減額等と一緒に形になりまして、予算書の表記としては、その差額が出てきているということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） よろしいですか。ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、2款1項の総務管理費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（辻 宏和君） 都市計画準備課です。

予算書23ページをお願いいたします。

2款1項6目財産管理費の12節委託料では、測量登記委託料100万円の減額補正、同じく不動産鑑定委託料は40万円の減額補正となります。今年度は、旧御幸コミュニティセンターの分筆登記1件となっております。理由としては、旧御幸コミュニティセンターや旧若葉保育園跡

地の調整に時間を要したため、新しい物件に着手できなかったことです。

14節工事請負費では、営繕工事費100万円の減額補正です。旧小塩小学校雨漏り防水工事の入札残による不用額を減額するものです。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 続きまして、2款1項7目財政調整基金費5,800万円の増額補正でございます。このうち、ふるさと・まごころ基金5,250万円の増額は、企業版ふるさと納税の寄附額の増加に伴い、その寄附額の一部を基金に積み立てて、次年度事業に充当するものでございます。次年度のラグビータウンプロジェクト推進事業費補助金の財源として予定しております。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課、高山でございます。よろしくお願いいたします。

24節積立金5,800万円のうち、森林環境譲与税基金400万円につきましては、国から交付される森林環境譲与税の見込額が示されたことにより増額することになります。

説明は以上でございます。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課でございます。

同じく24節積立金で宿泊税交付金基金150万円は、宿泊税交付金の執行残額を新たに制定する宿泊税交付金基金へ積み立てるものです。福岡県から交付される宿泊税交付金につきましては、今年度執行残が生じるため、執行残分を基金に積み立てるものでございます。

7目は以上です。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課、江藤です。

同じく9目になります。地域活性化推進費補正額6,854万1,000円の増額補正になります。

内訳といたしまして、まずAIデマンド交通推進事業といたしまして、AIデマンド交通に係るシステムの導入及び運行費用等について予算を計上しております。こちらにつきましては、様々な市民ニーズに対応するため、AIを活用し、柔軟な運行経路や柔軟な運行時間などの利便性向上と乗り合いによる効率的で持続可能な公共交通を目指し、AIデマンド交通による実証実験を行うための予算となります。

予算といたしましては、8節旅費、普通旅費が2万円、10節需用費としまして、消耗品費5万円、燃料費65万4,000円、12節委託料、AIデマンドシステム導入業務委託料2,494万8,000円、こちらはAIデマンドシステムの導入及びランニングコストになります。

同じく12節AIデマンド交通運行業務委託料1,916万7,000円です。こちらは、AIデマンド交通における車両の運行業務の委託になります。

同じく12節AIデマンド交通運営等支援業務委託料454万7,000円は、AIデマンド交通の導入及び運営に係る支援をいただこうと思っています、その委託料になります。

17節備品購入費、A I デマンド交通車両購入費1, 555万5, 000円につきましては、A I デマンド交通専用車両3台分を計上させていただいております。

A I デマンド交通推進事業の合計といたしまして、6, 494万1, 000円を計上させていただいております。全額、令和7年度に予算を繰り越しまして、令和7年10月からの実証実験を予定しております。

次に、地方公共交通対策費になります。

18節負担金、補助及び交付金といたしまして、地域公共交通従事者確保支援事業補助金360万円を計上しております。こちらは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、近年深刻化しております交通事業者の運転手不足を解消し、持続可能な公共交通の維持並びに活性化を図るため、安定的な運転手の確保に対する支援を目的としております。市内に本社または営業所を有します乗合バス事業者、またはタクシー事業者を対象としておりまして、第二種免許取得支援、乗務員確保支援、新規雇用支援の大きく3種類の支援を考えております。こちらにつきましても予算を令和7年度に全額繰り越しまして、申請期間は今年の夏頃から1月ぐらいまでを予定しております。

説明は以上です。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 続きまして、13目新エネルギー対策費1億2, 495万7, 000円の減額です。こちらは、全て脱炭素先行地域づくり事業に関する補正でございます。

12節脱炭素先行地域づくり事業執行事務委託料は、地域エネルギー会社カゼノネに対する委託料でございます。同社には、本市が取り組む脱炭素先行事業のバックアップ並びに地域全体における脱炭素政策の推進に関する役割を担ってもらっております。そのような事業展開の中で、本年度実施分の事業内容を精査し、1, 038万3, 000円減額いたしました。

14節公共施設省エネ改修工事費8, 265万7, 000円の減額補正です。この工事費は公共施設のLED改修でございますが、改修実施に先立ち、工事の設計をかけたところ、当初の見積りから大きく下回る結果となり、工事費を減額するものでございます。

その他、大きな減額の要因といたしましては、うきはアリーナ等のLED照明の切替え改修におきまして、当初、調光式、明るさが調整できる照明の切替えを予定しておりましたけれども、工事費もかさんでくるということで環境省と協議をした結果、調光式でない照明も補助対象となり得ると確認が取れましたため、当初の予定から内容を変更したのもでございます。

それから18節脱炭素先行地域づくり事業費補助金は、姫治地区に対する家庭用省エネ設備設置に対する補助金でございます。これにつきましても地域脱炭素移行再エネ推進交付金を活用して行う事業でございますが、交付決定に至るまで環境省との協議に時間を要し、交付金の決定を受けたのが令和6年6月末でございました。そこから補助金の交付要綱等を策定いたしまして、

対象地区への説明に伺ったのが１０月となり、実際の申請期間が想定より短くなった関係で、本年度の不用見込額３，１９１万７，０００円を減額するものでございます。

○生涯学習課長（石井 孝幸君） ２４ページになります。

１６目地方創生推進費では、１２１万３，０００円の減額補正です。

１２節委託料では、パソコン講習委託料１２万３，０００円の減額及び市民大学いきいき学部バスハイク実施業務委託料４６万円の減額補正です。

１８節負担金、補助及び交付金では、うきはA c t i v e L a b．実行委員会の補助金６３万円の減額補正です。

いずれも実績に伴う減額補正です。

以上となります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、２款１項の質疑を終わります。

次に、２款３項戸籍住民基本台帳費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 稜君） 市民生活課、山崎でございます。

２款３項１目戸籍住民基本台帳費、１２節戸籍振り仮名通知業務委託料３２２万８，０００円の増額でございます。令和７年５月２６日に戸籍に振り仮名を記載する改正法が施行されます。うきは市に戸籍のある約４万３，０００名に対して戸籍に記載予定の振り仮名を通知することになりますので、その通知書の作成業務を委託するものになります。本業務につきましては事業者との早急な調整が必要となり、また補助の決定までに時間を要するために令和６年度に予算化及び補助申請を行い、令和７年度に予算を繰り越しして実施するものになります。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで２款３項の質疑を終わります。

次に、３款１項社会福祉費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明をお願いします。保健課長。

○保健課長（末次 ヒトミ君） 保健課でございます。

２６ページをお願いいたします。

３款１項３目老人福祉費１５８万円の増額でございます。１８節移動販売事業者補助金、３事

業者に対して令和6年度に引き続き補助するもので、令和7年度に全額繰越しを行います。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所でございます。

4目社会福祉施設費250万円の増額でございます。18節負担金、補助及び交付金、指定管理者物価高騰対策支援金の増額は、エネルギーが高騰する中、指定管理施設である総合福祉センターの電気代の高騰分について支援するため、補正をするものでございます。こちらは全額、令和7年度に繰越明許を行います。財源としまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を利用します。

○市民生活課長（山崎 穰君） 市民生活課でございます。

6目重度障がい者医療対策費、19節医療費845万1,000円の減額でございます。支給見込額にて減額するものでございます。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所でございます。

7目障害者対策費2,387万3,000円の増額でございます。19節扶助費、障害福祉サービス費等の支払い見込額に不足が生じるため、増額をお願いするものでございます。主な事業としまして、障害者福祉サービスのうち、施設入所支援、グループホーム共同生活援助、就労継続支援B型の利用者が増えておりますことから、増額をお願いするものでございます。この事業につきましては12月に増額補正の承認をいただいておりますが、10月以降のサービス費が増加傾向にあるため、さらに増額をお願いするものでございます。

○保健課長（末次 ヒトミ君） 保健課でございます。

8目介護保険対策費、18節負担金、補助及び交付金4,571万5,000円の減額補正でございます。

内訳として、県介護保険広域連合負担金3,859万4,000円と低所得者保険料軽減負担金201万8,000円の減額については、額の確定によるものでございます。

その下の地域介護・福祉空間整備等補助金630万3,000円につきましては、県の補助金の内示が出なかったことから減額するものでございます。

外国人介護人材家賃費等支援金120万円につきましては、介護人材の確保を行い、質の高いサービスを提供するため、令和7年度に全額繰越しを行います。積算として、一月当たり上限1万円の10人分でございます。

その下の9目地域支援事業費、12節委託料、第2層介護予防・生活支援業務委託料200万円の減額につきましては、1自治協議会のほうが生活支援体制整備事業のほうを開始することの見通しが立たなかったことから減額するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金300万円につきましては、配食サービス事業物価高騰対策支援金でございます。食材・燃料・光熱費の物価高騰分を支援することにより、配食サービス利用

者への負担を軽減するため、令和7年度に全額繰り越すものでございます。物価高騰分として、1食当たり100円で3万食の積算でございます。

○市民生活課長（山崎 穰君） 市民生活課でございます。

10目国民健康保険事業特別会計繰出金、27節繰出金774万3,000円の減額でございます。

すみません、あと訂正がございます。初日の国保会計の補正予算の審議で、岩淵議員から保険税軽減についての御質問がございました。その中で、7割軽減、5割軽減、2割軽減の世帯数をお答えしておりましたけれども、人数の誤りでございました。大変申し訳ございません。

世帯では、7割軽減が1,313世帯、5割軽減が640世帯、2割軽減が485世帯になります。申し訳ございません。

続きまして、11目後期高齢者医療事業特別会計繰出金、27節繰出金1,130万1,000円の減額でございます。

以上です。

○税務課長（大石 恵二君） 税務課、大石です。

12目臨時給付金事業費、18節負担金、補助及び交付金3,430万円の減額補正です。定額減税に伴い、定額減税し切れない方への給付金事業が終了しましたので、確定額以降の残額を減額するものです。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 8目になりますけれども、地域介護・福祉空間整備等補助金というのが9月に補正を入れたもので、これが全額ということで、内示が得られなかったというのは何か理由があるのか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 保健課長。

○保健課長（末次 ヒトミ君） 今の内示の理由でございますけれども、国の内示に対しては不決定通知のほうに理由はございませんので、理由は分かりません。9月補正した分については、ひまわりの郷うきはとさくらデイサービスうきはの1棟2施設の、いずれも老朽化に伴う改修費でございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 御承知のと通りの介護施設での非常に大変な時期でもある、ましてや、人材も含めてですけれども、令和7年度から訪問介護の問題とか、いろいろ課題はあるの

だろうと思っています。そういう意味では、できるだけ、そういう施設整備費というのはやっぱりなるべく出るような、準備万端で、この間、福祉空間のやつは出入りがちょっと激しいので、そういう意味ではきちんと協議して、打診した上でやっていただかないと、また次に申請するという勇気が湧かないような気がするので、ぜひ丁寧な対応をお願いしたいという、これは要望です。よろしくお願いします。

○議長（江藤 芳光君） ほか、ございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点だけ、3款1項9目の配食サービス事業物価高騰支援金300万円やったですかね、こちらが業者のほうに支援する、利用者じゃないんですね。後から出てくる小学校とか中学校は保護者に対して支援すると。以前、全員協議会で来年度から配食も1食上がるはずやったと思うのです。そういったところに手当をするのかなと思っていたのですが、業者のほうに、ほかに何かあるのか、そこのところが小学校、中学校は食べる家族のところに支援をして、給食をつくる業者じゃなくて、がちょっと腑に落ちない点がありますので、そこはどう考えられているか、ちょっと教えていただければと。

○議長（江藤 芳光君） 保健課長。

○保健課長（末次 ヒトミ君） 配食サービスの支援金についての御質問でございますけれども、配食サービスについては、全員協議会のほうでも御説明させていただいたとおり、1食当たり約1,000円ほどに単価が上がってきているような状況でございます。その上がり幅が物価高騰と、あと食数の減少と両方が来ておりますので、以前が1食当たり700円で積算していた分が上がり幅が今300円程度になっております。1食当たり物価高騰による利用者の方に支援をするというところも、この支援金を業者に支払うというところでは、ひいては利用者の負担の軽減にも、1食当たりが300円ほど上がっておりますので、本来であれば50円以上、利用者負担を上げる必要があるのですけれども、その辺りをこの支援金を利用して事業者のほうに支払いますので、ひいては利用者の物価高騰に対する支援にもつながるものという考えで、この支援金を事業者のほうに支払う予算としております。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 分かったような、分からんような内容で、間接的には利用者のほうにもという内容だろうと思うのですが、物価高騰って私たちも、全ての人がそういったのに追われている中で、こういった片方は業者、片方は該当者というようなのは、まだ小学校、中学校のは出てきてないのですが、どうかなというのがあったものでちょっと質問させてもらいました。厚生文教常任委員会のほうで、もう一回、御確認のほうをよろしくお願いいたしますと思います。要望です。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬課長、説明してください。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 組坂議員のほうから小・中学校の給食支援金につきましてちょっと触れられて御発言がございまして、今回実施いたしますのは、こちらのほうも給食費の負担軽減というわけではなくて、今まで提供していた食材の量・質を保持するために給食事業者のほうに支援をするような制度というか、そういうような方向で考えておるところでございます。

○議長（江藤 芳光君） よろしいですかね。

○議員（５番 組坂 公明君） 説明を聞かん先に質問しましたので、どこで質問したらいいか、両方とも同じようなやり方を行うということで理解いたしました。

○議長（江藤 芳光君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、３款１項を終わります。

次に、３款２項児童福祉費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所でございます。

２目児童措置費、１９節、児童手当２億１１０万５,０００円の減額でございます。減額の主な理由といたしまして、２月２０日の全員協議会でも御説明させていただきましたとおり、令和６年１０月からの児童手当制度の改定による抜本的な拡充により、１０月からの支給対象の区分の見直しがあった中で見込件数を多く見込んでいたために減額補正をするものでございます。

○市民生活課長（山崎 穰君） 市民生活課でございます。

３目子ども医療対策費、１９節、医療費１,１２９万２,０００円の減額でございます。支給実績見込みにより減額するものでございます。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所でございます。

５目民間保育所費、１８節、保育所等光熱費支援事業費補助金５８万２,０００円の増額でございます。こちらは、光熱費高騰の影響を受けている民間の保育所の３園に対し、安定して保育所（園）運営が行えるよう補助金を支給するものでございます。新たに県の追加事業に準じて、３月補正で令和６年８月分から令和６年１０月分まで、令和７年１月分から令和７年３月分までとして、５８万２,０００円を光熱費高騰分として補助するものでございます。基本単価は１,２００円掛け利用定員数を上限に支給するものでございます。県の補助は２分の１でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで３款２項の質疑を終わらせていただきます。

次に、３款３項生活保護等対策費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所でございます。

28ページをお願いいたします。

3款3項1目生活保護等総務費、12節、生活保護システム改修委託料66万円の増額でございます。生活保護基幹事務システムに関し、令和7年6月向けの特定個人情報データ標準レイアウトの改定に伴う副本データ改修のためにシステムを改修するものでございます。こちらは、令和7年度、間もなく契約及び改修完了が必要であるため、今回の3月議会で補正を行い、全額を令和7年度に繰越明許を行うものでございます。補助率は国庫の2分の1でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで3款3項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。保健課長。

○保健課長（末次 ヒトミ君） 保健課でございます。

29ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費、12節委託料の1行目、妊婦一般健診委託料、3行目の妊婦歯科健診委託料、4行目、産後ケア事業委託料580万円と18節負担金、補助及び交付金400万円、19節扶助費80万円の減額は決算見込みによるものでございます。

戻りまして、12節委託料の2行目、システム改修委託料79万2,000円は、業務で使用している健康情報システム改修に必要な経費で、令和5年2月から開始しました国の出産・子育て応援給付金が令和7年度から国が制度を変更して妊婦のための支援給付金に名称と制度を変更したことに伴うシステム改修で、改修費用は全額、国の負担でございます。

2目予防費、12節委託料2,090万円は、それぞれ不用見込額を算定し、減額するものでございます。このうち減額が大きい予防接種委託料は、65歳以上等を対象とした新型コロナウイルスワクチン定期接種が見込みにより接種者数が大幅に少なかったことが主な要因でございます。

3目健康増進対策費、総合健診等委託料400万円の減額につきましては、住民健診が終了したため、実績に基づく減額補正でございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで4款1項の質疑を終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。担当課長は所管を述べて、順次説明をお願いします。
うきはブランド推進課長から。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課でございます。

補正予算書30ページです。

6款1項6目山村地域振興費でございます。18節山村地域振興補助金261万3,000円の減額は、今年度の補助額が確定し、執行残分を減額するものです。今年度も姫治地域の各地区から申請があり、合計2,453万4,000円を交付いたしまして、その交付額を差し引きまして、261万3,000円を減額するものでございます。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課でございます。

6款1項7目農地費785万円の増額となります。

内訳としまして、12節委託料200万円の増額となります。こちらにつきましては、一の瀬中溜池の耐震性点検・耐震化対策整備計画策定委託料となります。ため池関係者との協議に時間を要し、委託工期が取れなかったため、当初予算1,000万円に200万円を増額した、合わせて1,200万円を繰り越して、令和7年で実施するものでございます。財源につきましては、全額、国・県補助となります。

18節負担金、補助及び交付金585万円の増額となります。内訳としまして、上段、県営農村総合整備事業費負担金625万円の減額、こちらにつきましては、県営事業の額が確定したための減額となります。

農業水利施設保全対策事業費負担金につきましては、袋野堰土地改良区の夜明取水塔の改修事業を県営事業で令和7年度計画しておりますが、国の補正予算が前倒しについたため、1,250万円を増額するものでございます。事業につきましては、福岡県が予算を繰り越して、令和7年度に実施していく計画でございます。

ため池等整備事業費負担金につきましては、県営事業が確定したための1,240万円の減額と、県営事業で令和7年度計画しております、ため池改修事業の一部が国の補正予算が前倒しについたための1,200万円の増額、こちらを差し引きまして40万円減額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで6款1項の質疑を終わります。

次に、7款1項商工費の説明をお願いします。担当課長は所管を述べて、順次説明願います。

都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（辻 宏和君） 都市計画準備課です。

予算書31ページとなります。

7款1項2目商工業振興費の14節、工事請負費では、しゅんせつ工事費497万円の減額補正です。富永工業団地調整池しゅんせつ工事において、施工の中でしゅんせつ土量が想定より少なかったことからの変更契約による減額補正です。

18節負担金、補助及び交付金では、産業振興奨励金の確定による300万円の減額補正です。新たな設備投資が少なかったことが要因となります。

次に、従業員への家賃補助支援補助金についても600万円の減額補正です。新たにうきは市に転入する事業所の従業員に対し、家賃補助を行うものですが、想定したよりも規模の大きい企業から申請が少なかったことと家賃補助受給者の退職が10名弱出ており、全体として想定していた数に達しなかったため、減額するものです。

以上でございます。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課でございます。

18節の臨時経済対策商品券発行事業費補助金2,100万円は、うきは市商工会が行うプレミアム付デジタル商品券事業を支援するものです。昨年度と同様、販売額は2億円で、プレミアム率は20%とし、うきは市と県で10%ずつ負担をする予定です。うきは市が計上する2,100万円は、発行額2億円の10%である2,000万円のプレミアム分と事務費100万円を加えて計上しております。次年度に繰り越しまして、うきは市内で2億4,000万円分の消費が生まれることを期待するものです。

続きまして、3目観光費でございます。148万4,000円の減額です。

12節駅舎ロッカー設置業務委託料で105万5,000円の減額は、入札額が確定したことによるものです。3月末までにJR筑後吉井駅駅舎内にキャッシュレス決済に対応したカメラ付コインロッカーの設置を予定しております。

次に、18節のインバウンド推進事業費補助金で42万9,000円の減額は、市内事業者からの補助申請数の確定に伴い、執行残が生じたために減額をするものです。10月から申請を受け付けまして、総額457万1,000円の交付決定をいたしております。

なお、3目の観光費で減額した分につきましては、2款1項7目宿泊税交付金基金に積み立てることとしております。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで7款1項の質疑を終わります。

次に、8款1項土木管理費の説明を求めます。都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（辻 宏和君） 都市計画準備課です。

予算書32ページとなります。

8款1項1目土木総務費の14節、工事請負費では、後退道路関連工事費700万円の減額補正です。若葉保育園跡地東側区画周りのセットバック工事を予定しておりましたが、跡地活用の再検討を行うことから減額するものです。

以上となります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで8款1項を終わります。

次に、8款2項道路橋りょう費の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで8款2項の質疑を終わります。

次に、8款5項下水道事業費の説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課です。

34ページ、8款5項1目公共下水道費です。下水道事業会計補正予算の関連となります。

18節負担金が3,200万円の増、23節出資金が3,200万円の減です。同額の増減により、補正額の合計は0円となっています。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで8款5項の質疑を終わります。

次に、10款1項教育総務費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（岡村 順子君） 学校教育課、岡村でございます。よろしくお願いいたします。

35ページ、2目事務局費、19節扶助費900万円の減額です。幼稚園施設等利用費の利用実績見込みにより、900万円減額するものです。内訳といたしましては、施設等利用費が800万円、預かり保育分が100万円の減額となります。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） なしですね。これで１０款１項の質疑を終わります。

次、１０款２項小学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（岡村 順子君） ２目教育振興費、１０節消耗品費２２０万円の減額です。小学校の教科書採択替えによる指導者用デジタル教科書を購入するに当たり、入札を実施したことによる不用額を減額するものです。

１７節備品購入費５１１万５，０００円の増額です。千年小学校の真空冷却機が故障したため、買い換えるための増額です。前回設置から１８年を経過しているため、今回買換えを行います。納品が年度内には難しいため、令和７年度に繰越しをいたします。

１８節負担金、補助金及び交付金、小学校給食支援金として７４８万円の増額です。保護者の給食費負担金を変えず、物価高騰の分に対応するため、食材費を７００円補助するため、７４８万円を計上するものです。積算根拠といたしまして、月５００円掛け１，３６０名掛け１１か月分です。全額、令和７年度に繰り越して実施いたします。

１９節扶助費５５０万円の減額です。要保護・準要保護就学援助費の減額です。対象者要件を拡充のため、補正予算で増額しておりましたが、実際の決定が見込みを下回ったため、不用額を減額するものです。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで１０款２項の質疑を終わります。

次に、１０款３項中学校費の説明をお願いします。学校教育課長。

○学校教育課長（岡村 順子君） ２目中学校教育振興費です。

１８節負担金、補助及び交付金、小学校と同じ理由により中学生の給食食材費を補助するものです。４１８万円の増額です。積算根拠として、月５００円掛け７６０名掛け１１月分です。こちらについても令和７年度へ繰り越して実施いたします。

１９節扶助費６４０万円の減額です。小学校と同じ理由により見込みを下回ったため、不用額を減額するものです。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 小中学校の給食支援金につきまして先ほど組坂議員のほうからお尋ねがありまして、ちょっと整理をさせていただきたいと思います。

学校給食の食材につきましては、基本的に保護者からの給食費のほうで賄ってございます。そちらの負担をいただいた給食費につきましては学校のほうで保管をしまして、それから学校給食の食材の材料費に充てているというところです。今回、こちらの物価高騰対応のほうでさせていただく給食支援金につきましては、その給食費はもう上げずに、さらに今までの給食の材料が提供されるような形で市のほうが追加で食材費を負担するような形になっておりますので、ちょっとその辺が先ほど私の説明では不足していた点でございますので、改めて説明させていただきます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 了解いたしました。あとは付託の委員会のほうで審査していただきたいと思いますが、資料を頂いた分の言葉が、物価高騰対策のですね、小学校、中学校は保護者の負担軽減、それと配食のほうは事業者への支援という書き方がされとったから、それって同じ支援だろうとは思うのですが、なら利用者のほうじゃないかなと、合わせるなら思っただけでございますので、そのところはまた厚生文教常任委員会のほうにお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） なければ、これで10款3項の質疑を終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井 孝幸君） 38ページです。

10款4項1目社会教育総務費の18節負担金、補助及び交付金では、通学合宿補助金72万円の減額補正です。これも実績に伴う減額補正です。

2目文化財保護費の18節負担金、補助及び交付金では、400万円の減額補正です。伝建地区補助金100万円の減額補正と町並み保存地区補助金300万円の減額補正です。いずれも実績に伴う減額補正です。

以上となります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、これで１０款４項の質疑を終わります。

次に、１１款１項農林水産業施設災害復旧費の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで１１款１項の質疑を終わります。

次に、１１款２項公共土木施設災害復旧費の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで１１款２項の質疑を終わります。

次に、歳入についての説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） それでは、歳入につきまして説明をさせていただきます。

予算書１２ページになります。

２款３項１目森林環境譲与税４００万円の増額でございます。森林環境譲与税が増額見込みとなったため、補正をするものでございます。

続きまして、１３ページ、１１款１項１目地方交付税１億６，７４５万９，０００円の増額です。普通交付税の再算定に伴いまして追加交付がされるものでございます。

続きまして、１４ページ、１３款２項４目災害復旧費負担金６６６万５，０００円の減額でございます。７月の大雨被害によります農地災害復旧事業におきまして国の補助率が引き上げられましたことで、これに伴い、被災者の負担額を引き下げるものでございます。

続きまして、１５ページです。

１５款１項１目民生費国庫負担金９，８４４万８，０００円の減額のうち、国民健康保険基盤安定負担金は実績に基づく減額と、自立支援事業費負担金１，１９３万６，０００円の増額は、歳出３款１項７目障害者対策費の１９節扶助費の増額に伴うものでございます。

児童手当費負担金の１億８９８万５，０００円の減額は、歳出３款２項２目児童手当の減額に伴うものでございます。

母子保健衛生費等負担金も、実績に基づく減額となります。

２目教育費国庫負担金５０８万７，０００円の減額です。歳出１０款１項２目１９節の幼稚園施設等利用費の減額に伴うものでございます。

続きまして、３目災害復旧費国庫負担金５，０００万円の減額でございます。７月の大雨被害による国庫補助でございますが、当初見積額のほうが大きかったため、減額したものでございます。補助金の代わりの財源といたしまして、歳入２２款市債を増額しております。

１６ページでございます。

１５款２項１目総務費国庫補助金４，２５５万４，０００円の減額です。物価高騰対応重点支

援地方創生臨時交付金は、物価高騰対策で実施する各事業に充てる交付金の額と、先ほど申し上げました３款１項１２目臨時調整給付金の減額補正に伴う補助金の減額で、この２つを相殺した金額４１５万３，０００円でございます。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、歳出２款３項１目１２節戸籍振り仮名通知業務委託料の財源でございます。

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、歳出２款１項１３目新エネルギー対策費の中の脱炭素先行地域づくり事業費の減額に伴うものでございます。

共創モデル実証プロジェクト事業費補助金は、歳出２款１項９目ＡＩデマンドシステム導入費に係る財源でございます。

２目民生費国庫補助金７８４万８，０００円の減額でございます。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、歳出３款１項８目地域介護・福祉空間整備等補助金の減額によるものでございます。

出産・子育て応援給付金は、歳出４款１項１目出産・子育て応援給付金の減額に伴うものでございます。

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、生活保護システム改修に係る国の補助でございます。

続きまして、４目土木費国庫補助金１８２万円の減は、社会資本整備総合交付金で、歳出の８款１項１目後退道路関連工事費の減額に伴うものでございます。

６目教育費国庫補助金１５０万円の減額です。社会資本整備総合交付金は、街なみ環境整備事業において新川・田竈地区の整備が実施に至らなかったため、それに伴い、国の補助も減額するものでございます。

続きまして、１７ページでございます。

１６款１項１目民生費県負担金１，８１８万９，０００円の減額です。障害者自立支援給付費負担金は、歳出３款１項７目障害者対策費の１９節扶助費の増額に伴うものでございます。

国民健康保険基盤安定負担金４９７万円の減、それから後期高齢者医療保険基盤安定負担金９５３万４，０００円の減は、おのこの特別会計へ繰り出す財源で、実績に基づく減額となります。

児童手当費負担金と母子保健衛生費等負担金も、実績に基づく減額となります。

２目教育費県費負担金２５４万３，０００円の減額です。歳出１０款１項２目１９節幼稚園施設費等利用費の減額に伴うものでございます。

続きまして、１８ページです。

１６款２項２目民生費県補助金１，３８３万９，０００円の減額でございます。重度障害者医

療対策費補助金と子ども医療対策費補助金は、補助金の確定に伴い、減額するものでございます。

出産・子育て応援費補助金は、歳出4款1項1目出産・子育て応援給付金の減額に伴うものでございます。

保育所等光熱費支援事業費補助金は、県が行う物価高騰対策事業で、市内3園の民間保育所に対しまして高騰した光熱費に対して給付する補助金の財源でございます。

ひとり親家庭等医療対策費補助金も、補助額の確定に伴い、減額するものでございます。

4目農林水産業費県補助金200万円の増額は、歳出6款1項7目12節耐震性点検・耐震化対策整備計画策定委託料に対する財源でございます。

9目災害復旧費県補助金556万1,000円の増額は、農地災害に係る補助率が引き上げられたことによります増額補正となります。

19ページでございます。

18款1項2目指定寄附金4,150万円の増額です。まち・ひと・しごと創生寄附金は、企業版ふるさと納税の寄附を当初予算額におきまして2,000万円を計上しておりましたが、ルリー口福岡の支援が高まり、予算額を超える寄附をいただいております。年間の総額といたしまして6,000万円を超える見込みになることから、増額補正を行うものでございます。

続きまして、20ページでございます。

19款1項1目財政調整基金繰入金3億7,913万円の減額でございます。地方交付税の追加交付や事業費の減額によりまして、歳入不足を補う財政調整基金は減額となります。これにより、3月補正後の財政調整基金からの繰入額は1,380万2,000円となります。

山村地域振興基金は、歳出の山村地域振興補助金の減額に伴うものでございます。

続きまして、21ページです。

21款5項1目雑入200万円の減額でございます。地域支援事業費交付金は、歳出3款1項9目12節第2層介護予防生活支援業務委託料の減額によるものでございます。

5目高額療養費返還金282万円の増額につきましては、こちらは2節と3節いずれも事業費精算による返還金の受入れとなります。

続きまして、22ページになります。

市債分でございます。市債につきましては、かなり細かく財源の調整をしております。理由といたしまして、より有利な財政措置を受けられるように事業費の確定等に伴いまして市債の財源の見直しを行ったところでございます。

22款1項3目農林水産業債250万円の増額でございます。公共事業等債から防災対策事業債まで6つの市債がございますが、全て6款1項7目の農地費内における市債の入替えを行っております。より有利な財政措置を受けるための変更でございます。結果といたしまして、

２５０万円の増額となっております。

５目土木債７３０万円の増額でございます。１節道路橋りょう債のうち、過疎対策事業債と防災対策事業債は、ともに歳出８款２項３目の一般道路新設改良事業の財源でございますが、過疎対策事業債の国の全体的な財源が不足している状況があるため、それに代わる財源といたしまして、防災対策事業債を活用することにしております。

その下の公共事業等債は、歳出８款２項４目の橋りょう維持費におきまして、県との協議で市債財源の適用が認められましたので、新たに予算措置をしたものでございます。

３節都市計画債の公共事業等債につきましても、県との協議において市の市債財源の適用が認められましたので、新たに予算措置をしたものでございます。対象事業は、歳出で８款１項１目１４節の後退道路関連工事費等に係るものでございます。

続きまして、７目教育債８２０万円の増額です。これは、屋形古墳群整備事業におきまして、県との協議で一般補助施設整備等事業債の適用が認められましたので、新たに予算措置をしたものとなります。

続きまして、９目災害復旧債５，７８０万円の増額補正となります。１節、２節ともに７月の大雨被害によります応急復旧事業につき県との最終協議が完了いたしまして、対象事業費が確定したため、増額するものでございます。

市債につきましては、合計で７，５８０万円の増額補正となります。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで歳入の質疑を終わります。

これで議案第３号の全ての質疑を終わらせていただきます。

日程第２１．議案の委員会付託

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第２１、議案の委員会付託を議題といたします。

議案の委員会付託につきましては、お手元に配付しております議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案は、お手元に配付しております議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決しました。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

本日は、これで散会します。

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後 4 時42分散会
